

令和5年度

事業概要



福井県総合福祉相談所

目 次

福井県総合福祉相談所の概要	1
---------------	---

【障がい者支援課】

I 障がい者支援課の概要

1 概要	4
2 沿革	4
3 業務内容	5
4 職員構成	8

II 令和4年度業務統計

1 身体障がい者更生相談	
（1）身体障がい者更生相談件数	9
（2）令和4年度更生相談実施状況	10
（3）身障相談受付件数の推移	10
（4）自立支援医療（更生医療）の給付判定	11
① 腎機能障がい ② 心機能障がい	12
（5）補装具費支給判定	13
補装具費支給判定件数の推移（内容詳細別）	14
（参考）身体障害者手帳所持状況（障がい区分・障がい等級別）	15
2 知的障がい者更生相談部門業務実績	
（1）知的障がい者更生相談・判定	16
（2）療育手帳判定・交付状況	17
（3）障害者総合支援法関係の研修等実施状況	23
3 精神保健福祉相談部門業務実績	
（1）技術指導および技術援助	24
（2）教育研修	24
（3）普及啓発	25
（4）精神保健福祉相談	26
（5）組織育成	32
（6）特定相談指導事業	32
（7）ひきこもり地域支援センター事業	32
（8）精神医療審査会	33
（9）精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証（精神通院）交付者数	34
（10）精神科救急情報センター	36

【緊急対応課・家庭支援課・社会的養育課・心理判定課・一時保護課（児童相談部門）】

I 児童相談部門の概要

1 概要	3 8
2 所管地域	3 8
3 沿革	3 8
4 職員構成	3 9
5 児童相談のながれ	4 0
6 児童相談の種類と内容	4 1
7 関係機関との連携	4 3
8 児童福祉施設入所状況および施設一覧	4 4
9 主要事業の概要	4 5
10 市町等（学校・保育所を含む）との連携および援助	4 9
11 その他の連携	4 9

II 令和4年度の相談概要（業務統計）

1 児童相談受付状況	
（1）過去5年間の児童相談受付件数の推移	5 0
（2）過去5年間の相談種別受付状況	5 0
（3）通告経路別受付件数	5 1
（4）年齢別受付件数	5 2
（5）市町別相談種別受付件数	5 4
2 児童相談対応状況	
（1）相談種別対応状況	5 5
（2）養護相談の理由別対応状況	5 6
3 里親の状況	
（1）年度末委託児童数	5 7
（2）里親委託・解除・変更状況	5 7
4 診断・判定の状況	
（1）調査・判定・心理治療の状況	5 8
（2）療育手帳判定状況（児童のみ）	5 8
5 一時保護の状況	
（1）保護人員の状況	5 9
（2）保護児童の年齢階層別状況	5 9
（3）保護児童の対応状況	5 9
6 虐待相談受付状況	
（1）虐待相談受付件数の推移	6 0
（2）経路別受付件数	6 1

(3) 主な虐待者	6 1
(4) 被虐待児の年齢・虐待種別	6 2
7 虐待相談の対応状況	
(1) 相談対応件数の推移	6 3
(2) 虐待種別・対応別内訳	6 4
(3) 経路別対応件数	6 5
(4) 主な虐待者	6 5
(5) 被虐待児の年齢構成	6 5
8 虐待相談の一時保護状況	
(1) 年齢別被虐待児一時保護人員	6 6
(2) 虐待種別・対応別一時保護状況	6 6

【女性支援課】

I 女性支援課の概要

1 概要	6 7
2 沿革	6 7
3 職員構成	6 7
4 業務のあらまし	6 8
5 女性グループのフローチャート	6 9

II 令和4年度業務統計

1 相談業務	
(1) 相談形態別受付状況	7 0
(2) 年度別経路別受付状況の推移	7 1
(3) 年度別処理状況	7 1
(4) 主訴別相談状況	7 2
(5) 年度別相談件数におけるDV相談の割合	7 3
(6) 来所相談の状況	7 4
2 一時保護業務	
(1) 年度別保護人員状況	7 6
(2) 経路別受付状況	7 7
(3) 年度別主訴別保護状況	7 8
(4) 在所期間別人員状況	7 9
(5) 一時保護後の状況	7 9
3 婦人保護施設（若草寮）の業務	
(1) 入退所状況	8 0
(2) 年齢階層	8 0

（３）年度別主訴別状況	８０
（４）入所前の職業	８１
（５）心身の状況	８１
（６）就労状況	８１
（７）年度別入所の状況	８１
４ 保護命令関係	８２

福井県総合福祉相談所の概要

1 総合福祉相談所の所在地

〒910-0026 福井市光陽2丁目3-36 TEL 0776-24-7311 (代表)

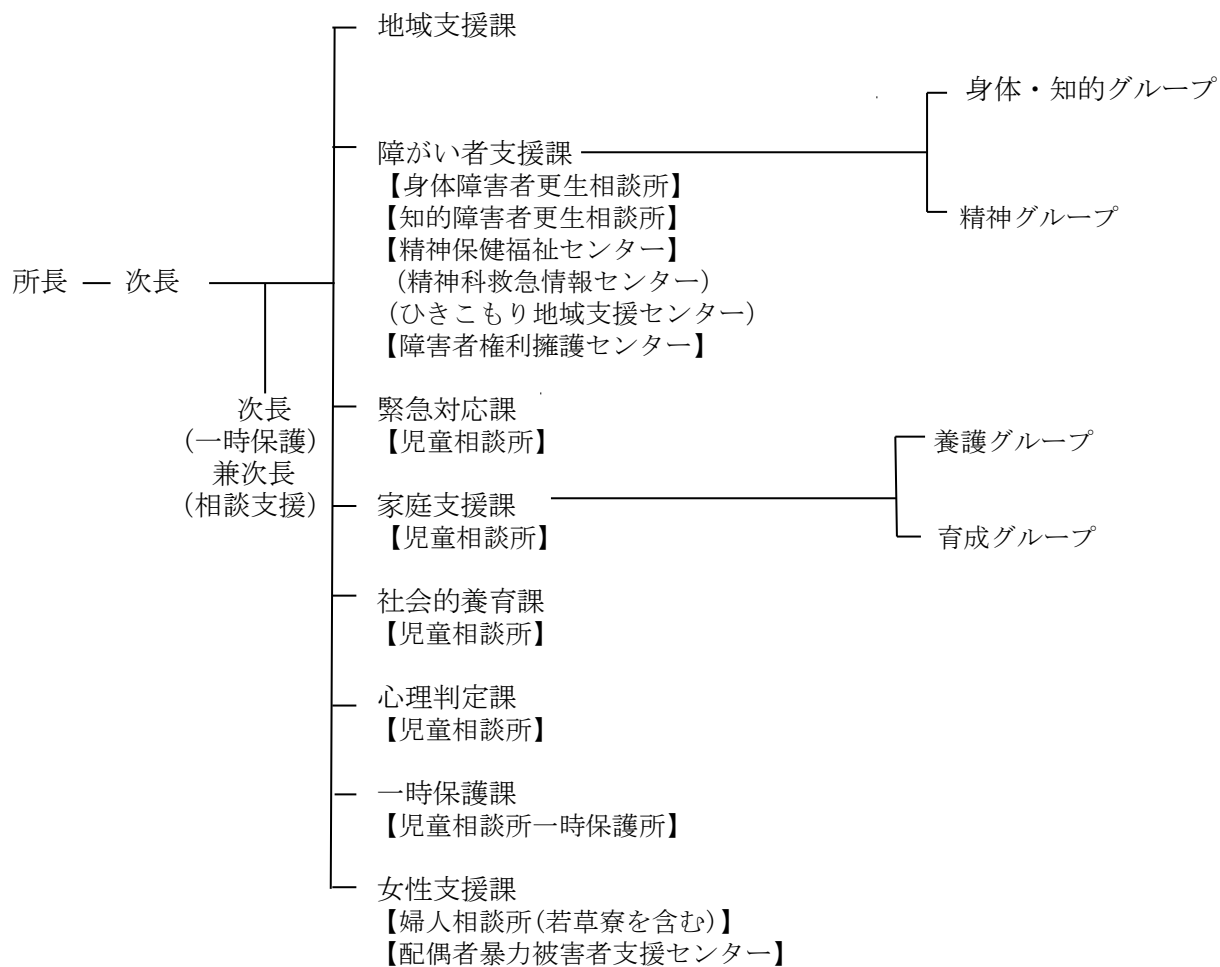
地域支援課		0776-24-7311
障がい者支援課	総合受付	0776-24-5135
	こころの相談専用	0776-26-4400
	救急情報センター相談専用	0776-63-6899
緊急対応課 家庭支援課 社会的養育課 心理判定課	児童相談専用	0776-24-5138
女性支援課	女性相談専用	0776-24-6261
子ども虐待相談専用電話		0776-24-3654

FAX 0776-24-8834 24-5139 (児童相談・女性相談)

2 総合福祉相談所が有している機能および施設

- ・「身体障害者福祉法」に基づく身体障害者更生相談所
- ・「知的障害者福祉法」に基づく知的障害者更生相談所
- ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく精神保健福祉センター
(愛称：ホッとサポートふくい)
(附置施設：精神科救急情報センター・ひきこもり地域支援センター)
- ・「障害者虐待防止法」に基づく障害者権利擁護センター
- ・「児童福祉法」に基づく児童相談所(付置施設：一時保護所)
- ・「売春防止法」に基づく婦人相談所(付置施設：一時保護所)
(併設施設：若草寮(婦人保護施設))
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく
配偶者暴力被害者支援センター
(併設機関)
- ・「発達障害者支援法」に基づく福井県発達障害児者支援センター スクラム福井

3 組織図



(併設機関)

「発達障害児者支援センター スクラム福井」

4 沿革

昭和 11 年 5 月	少年指導相談所(児童相談所の前身)を福井市月見町に設置
昭和 23 年 5 月	中央児童相談所を福井市尾上上町(現在の松本 4 丁目)に設置
昭和 26 年 4 月	精神衛生相談所を県立精神病院に併設
昭和 29 年 4 月	中央児童相談所を福井市松本 4 丁目に新築移転
昭和 29 年 4 月	身体障害者更生相談所および身体障害者更生指導所(肢体不自由者更生施設)を福井市松本 1 丁目に設置
昭和 32 年 7 月	婦人相談所を売春防止法公布に伴い県庁内に設置
昭和 33 年 3 月	婦人相談所の庁舎を福井市月見町に新築 若草寮(婦人保護施設)を県立雲雀ヶ丘寮内(寮を一部転用)に開設
昭和 35 年 7 月	精神薄弱者更生相談所を身体障害者更生相談所等に併設
昭和 35 年 11 月	若草寮を婦人相談所に新築併設
昭和 41 年 4 月	精神薄弱者更生相談所を中央児童相談所に移転併設
昭和 47 年 4 月	精神衛生センターを県立精神病院に併設
昭和 51 年 11 月	婦人相談所、若草寮、中央児童相談所、精神薄弱者更生相談所を福井市光陽 2 丁目に新築移転
昭和 52 年 3 月	身体障害者更生相談所、身体障害者更生指導所を福井市光陽 2 丁目新築移転、福井県総合福祉センター「若越あかりの園」(呼称)とする。
昭和 52 年 4 月	あかり福祉工場(身体障害者授産施設)を若越あかりの園に設置
昭和 57 年 4 月	機構改革により福井県福祉総合相談所若越あかりの園として統合
昭和 63 年 5 月	法律改正により、精神衛生センターを精神保健センターに名称変更
平成 4 年 4 月	福井県総合福祉相談所に名称変更
平成 5 年 4 月	機構改革により、福井県あかり福祉工場の機能を福井県身体障害者更生指導所に統合
平成 7 年 6 月	法律改正により精神保健センターを精神保健福祉センターに名称変更
平成 11 年 4 月	法律改正により精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に名称変更
平成 12 年 4 月	法律改正により「福井県総合福祉相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置に関する条例」に、身体障害者更生相談所および知的障害者更生相談所を規定する。
平成 16 年 3 月	身体障害者更生指導所を廃止 精神保健福祉センターの再整備により織協ビル 2 階に移転。 愛称「ホッとサポートふくい」の使用
平成 22 年 6 月	精神保健福祉センターに精神科救急情報センターを開設
平成 26 年 4 月	機構改革により総合福祉相談所に精神保健福祉センターの機能を統合
令和 元年 6 月	障害者支援課を「障がい者支援課」へ名称変更
令和 5 年 5 月	課の再編により、こども・女性支援課は、緊急対応課、家庭支援課、社会的養育課、女性支援課の 4 課体制となり、判定課は「心理判定課」、一時保護室は「一時保護課」へ名称変更。
令和 5 年 10 月	一時保護所を福井市木田 3 丁目に新築移転

障 がい 者 支 援 課

I 障がい者支援課の業務概要

1 概 要

障がい者支援課は、身体障害者福祉法第11条第1項の規定による「身体障害者更生相談所（以下、身更相）」、知的障害者福祉法第12条第1項の規定による「知的障害者更生相談所（以下、知更相）」、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条の規定による「精神保健福祉センター」の業務を行う。

また障がい者支援課には「福井県障がい者権利擁護センター」機能、「福井県精神科救急情報センター」機能、「福井県ひきこもり地域支援センター」機能が附置されており、障がい者に関する専門相談機関として相談・支援の業務を行う。

2 沿 革

	身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所機能	精神保健福祉センター機能
昭和26. 4		福井県精神衛生相談所開設（福井県立精神病院に併設）
昭和29. 4	身体障害者更生相談所および肢体身体障害者更生指導所（肢体不自由者更生施設）を福井市松本1丁目に設置	
昭和35. 7	精神薄弱者更生相談所を身体障害者更生相談所に併設	
昭和41. 4	精神薄弱者更生相談所を中央児童相談所（福井市松本4丁目）に移転・併設	
昭和47. 4		精神保健衛生センター開設
昭和51.11	精神薄弱者更生相談所を中央児童相談所等とともに福井市光陽2丁目に新築移転	
昭和52. 3	身体障害者更生相談所、身体障害者更生指導所（身体障害者更生施設）を福井市光陽2丁目に新築移転し、福井県総合相談所「若越あかりの園」（呼称）とする。	
昭和52. 4	あかり福祉工場（身体障害者授産施設）を若越あかりの園に設置	
昭和57. 4	機構改革により、障がい、児童等の機関を福井県福祉総合相談所「若越あかりの園」として統合	
昭和63. 5		精神衛生法の一部改正により福井県精神保健センターに改称
平成 4. 4	福井県総合福祉相談所に名称変更	
平成 5. 4	機構改革により、福井県あかり福祉工場（身体障害者授産施設）の機能を廃止	
平成 7. 6		精神保健法の一部改正により福井県精神保健福祉センターに改称
平成11. 4	法律改正により、精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に名称変更	
平成16. 3	福井県身体障害者更生指導所（身体障害者更生施設）を閉鎖	センター再編整備により織協ビル2階に移転、愛称「ホッとサポートふくい」の使用開始
平成16. 4	知的障害者更生相談所業務を障害者相談課に移管し、身体障害者相談業務および知的障害者更生相談業務を一元化	
平成22. 6		福井県精神科救急情報センター開設
平成24.10	福井県障害者権利擁護センター機能を附置	
平成26. 4	機構改革により、精神保健福祉センターを総合福祉相談所に移転、障がい者に関する県の相談機関を一元化し、障害者支援課を設置。新たに福井県ひきこもり地域支援センター機能を附置	
令和 1. 6	障がい者支援課に名称変更	
令和 2. 4		福井県ひきこもり地域支援センター嶺南サテライトを若狭健康福祉センター内に設置

3 業務内容

[身体障がい者相談部門]

(1) 専門的な相談および判定

- ・18歳以上で身体障がいの軽減や改善を目的とした自立支援医療給付（更生医療）に関する医学的相談および判定
- ・車いす、装具、補聴器等の補装具に関する相談および医学的判定
- ・身体障害者手帳交付、等級変更についての相談および医学的診断
- ・身体障がい者に関する職業、生活、年金等についての相談

(2) 市町や障害福祉サービス事業所等への支援

- ・市町や施設等に対する専門的技術的援助および助言、研修等の実施
- ・障害者支援施設待機者に関する広域的入所調整および市町に対する施設の空き情報の提供
- ・必要な情報の収集や提供等
- ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき市町が行う介護給付等に関する意見書等交付
- ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所等への研修の実施

(3) 相談方法

①来所相談・判定

- ・月曜日から金曜日の8時30分から17時15分（医師による医学的相談を除く）原則予約制
- ・義肢・装具・座位保持装置判定は、原則として毎月第2金曜日14時から16時にリハビリテーション科医師が医学的判定を実施（完全予約制）

②定例相談・判定

- ・公立小浜病院において、原則として以下の通り相談・判定を実施。
耳鼻科：毎月第3金曜日の11時00分から12時まで（原則予約制）
整形外科部門：毎月第3金曜日の13時から15時まで（原則予約制）
眼科：毎月第1水曜日の14時30分から15時分まで（原則予約制）

③訪問による相談・判定

- ・障がい状況等を考慮し、家庭・病院・施設等を訪問して補装具の相談・判定を実施

[知的障がい者相談部門]

(1) 専門的な相談および判定

- ・18歳以上の知的障がい者にかかる療育手帳の要否判定、程度判定および交付
- ・「重度心身障害者（児）医療無料化対策事業」の適用に関する要否判定
- ・障害者総合支援法等に基づく福祉サービス利用に関する相談・判定
- ・家庭や地域における生活上の問題等に関する相談
- ・職業相談および職親委託に関する相談・判定
- ・各種証明書の発行（例：障害基礎年金の申請に必要な「受診状況等証明書」の交付、診断書作成等に活用する「知能検査等結果資料」の交付等）

(2) 市町・障害福祉サービス事業所等への支援

- ・市町や施設等に対する専門的技術的援助および助言、研修等の実施
- ・障害者支援施設待機者に関する広域的入所調整および市町に対する施設の空き情報の提供
- ・「障害者総合支援法」に基づき市町が行う介護給付等に関する意見書等交付

- ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所等への研修の実施

(3) 相談方法

①来所相談・判定

- ・月曜日から金曜日の8時30分から17時15分（原則予約制）
- ・療育手帳新規交付判定に伴う医学的判定については直接問い合わせ（完全予約制）

②定例相談・判定

- ・公立小浜病院において、原則毎月第3金曜日の13時から15時まで、療育手帳新規交付に伴う医学的判定を実施（完全予約制）

③巡回相談・判定

- ・地理的状況を考慮し市町を巡回し、療育手帳の相談・判定を実施

④訪問による相談・判定

- ・障がい状況等を考慮し病院、施設等を訪問して療育手帳の相談および判定を実施

[精神障がい者保健福祉相談部門]

(1) 精神保健福祉業務

①技術指導および技術援助

- ・各健康福祉センター、市町等関係機関に対する積極的な技術指導および援助等

②教育研修

- ・各健康福祉センター、市町、社会復帰施設、障害福祉サービス事業所等の関係機関等の職員等に対する専門的研修等の教育研修の実施等

③普及啓発

- ・精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、権利擁護等に関する普及啓発、各健康福祉センター、市町の普及啓発活動に対する協力、指導、援助等

④調査研究

- ・地域精神保健福祉活動等に関する調査研究および統計資料の収集整備、関係機関への効果的な資料提供等

⑤精神保健福祉相談

- ・精神保健福祉に関する相談および指導のうち複雑または困難な相談の実施（原則来所）
- ・相談内容：精神保健福祉全般の相談（心の健康相談・精神医療に係る相談・社会復帰相談・アルコール・薬物・思春期・認知症等）

⑥組織育成

- ・精神保健に関連した家族会、患者本人の会、社会復帰事業団体など県単位の組織の育成
- ・各健康福祉センター、市町等地区単位での組織の活動への協力等

⑦精神医療審査会

- ・精神病院に入院している精神障がい者の入院の要否および処遇の適否について専門的かつ独立的な機関として審査等

⑧自立支援医療費（精神通院）および精神障害者保健福祉手帳判定

- ・精神障がい者の自立支援医療費の適用に関する適否の判定および精神障害者保健福祉手帳の適否および程度判定

(2) ひきこもり地域支援センター業務

- ・ひきこもり支援コーディネーターを配置し、ひきこもり相談への対応、フリースペースや親の会の運営、関係機関との連携体制強化に向けた協議会や研修等実施

(3) 精神科救急情報センター業務

- ・専用電話による24時間365日体制での精神医療相談を実施
- ・専用電話番号：0776-63-6899

[障がい者権利擁護センター業務]

(1) 障害者虐待防止法に基づく虐待対応

- ①使用者虐待の通報等の受理
- ②労働局への報告
- ③市町への専門的助言、指導
- ④広域的連絡調整等の実施
- ⑤普及啓発活動

(2) 市町・障害福祉サービス事業所等への支援

- ・障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施
- ・その他障がい者虐待の防止等のために必要な支援を行うこと

4 職員構成

R5.4.1現在

職種		専任	兼務	嘱託	合計
総合福祉相談所 所長		0	1※ ¹	0	1
〃 次長		0	2	0	2
〃 事務職員		0	2	0	2
障がい者支援課長		1	0	0	1
身更相 担当	身体障害者福祉司（ケースワーカー）	0	1	0	1
	看護師	0	1	0	1
	心理判定員	0	1	0	1
	理学療法士	0	1※ ²	0	1
	医師（整形・外科・耳科・眼科・内科）	0	7※ ³	4	11
知更相 担当	知的障害者福祉司（ケースワーカー）	0	1	0	1
	看護師	0	1	0	1
	心理判定員	2	1	0	3
	医師（精神科）	0	0	3※ ⁴	3
精神 相談 担当	保健師	1	0	0	1
	精神保健福祉士	1	0	0	1
	臨床心理技術者	1	0	0	1
	事務	2	0	0	2
	医師（精神科）	0	0	5※ ⁵	5
	精神保健相談員	0	0	2	2
	精神科救急情報センター	0	0	6※ ⁶	6
	ひきこもり支援コーディネーター	0	0	2	2
障がい者権利擁護センター		0	(9)※ ⁷	0	(9)
計		8	19	22	49

※1. 総合福祉相談所長は、女性相談部門、児童相談部門を兼務

※2. こども療育センターと兼務

※3. 県立病院と兼務

※4. 内2名精神相談と兼務

※5. 内2名知更相と兼務

※6. 常時1名配置

※7. 事務除く課員9名が兼務

Ⅱ 令和4年度業務統計

1 身体障がい者更生相談

(1) 相談件数

		来 所 相 談	当 所 定 例 相 談	来 所 相 談 累 計	小 浜 定 例 相 談	訪 問 相 談	巡 回 相 談 累 計	相 談 全 体
実人数		404	40	444	6	16	22	466
相 談 内 容	自立支援医療（更生医療）	153	0	153	0	0	0	153
	補装具	251	40	291	2	16	18	309
	身体障害者手帳	0	0	0	5	0	5	5
	職業	0	0	0	0	0	0	0
	施設	0	0	0	0	0	0	0
	生活	0	0	0	0	0	0	0
	結婚	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	計	404	40	444	7	16	23	467
判 定 内 容	医学的判定	404	40	444	7	16	23	467
	心理学的判定	0	0	0	0	0	0	0
	職能的判定	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	計	404	40	444	7	16	23	467
判 定 書 等 交 付 件 数	自立支援医療		153	0	153	0	0	153
	補 装 具	義肢	2	3	5	0	0	5
		装具	23	35	58	0	1	59
		座位保持装置	4	2	6	0	5	11
		補聴器	183	0	183	1	0	184
		車椅子	35	0	35	1	2	38
		電動車椅子	1	0	1	0	6	7
		その他	3	0	3	0	1	4
		補装具小計	251	40	291	2	15	308
	身体障害者手帳		0	0	0	5	0	5
	障害支援区分		0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0
	計		404	40	444	7	15	466

(2) 令和4年度更生相談実施状況

区 分	実 施 場 所	実 施 日	内 容 (科目)	相談 件数
来所相談 (電話相談を含む)	総合福祉相談所	月～金曜日	更生医療・補装具	404
当所定例相談		毎月第2金曜日	義肢・装具・ 座位保持装置等	40
小 計				444
小浜定例相談	公立小浜病院	各科 月 1 回	整外／耳／眼	7
訪問相談	家庭、医療機関、 施設等	随時	補装具等	16
小 計				23

(3) 身障相談受付件数の推移

	H30年度		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度	
	来所	巡回	来所	巡回	来所	巡回	来所	巡回	来所	巡回
更生医療	165	0	169	0	138	0	134	0	153	0
補装具	289	25	317	42	282	43	334	20	291	18
身障手帳	0	30	0	24	0	11	0	14	0	5
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	454	55	486	66	420	54	468	34	444	23
合計	509		552		474		502		467	

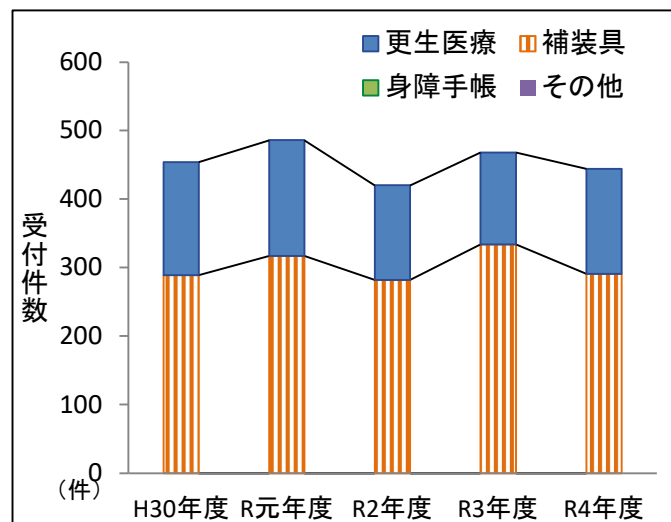


図1 来所相談の内容内訳

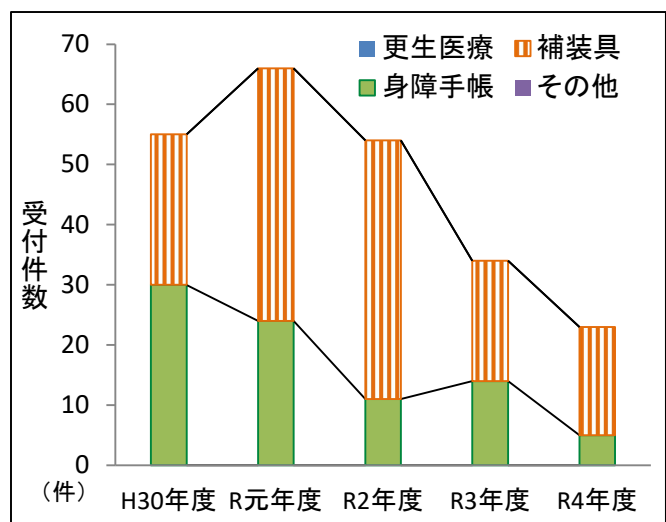


図2 巡回相談の内容内訳

R2年度以降は新型コロナウイルス拡散防止対策として、緊急事態宣言期間中は来所判定の種目について書類判定を推進し、書面による判定を実施したため、定例相談および巡回相談件数は減少した。

また、巡回相談に関し、小浜定例相談で実施していた身体障害者手帳相談が、嶺南市町窓口で随時医療機関を紹介できるようになったため減少傾向にある。

(4) 自立支援医療（更生医療）の給付判定

更生医療の判定件数の推移（内容別）

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
腎臓機能がいい	93	102	85	70	89
心臓機能がいい	43	28	25	34	30
肝臓機能がいい	2	2	1	2	3
肢体不自由	18	30	19	23	25
免疫機能がいい	8	6	8	5	4
その他	1	1	0	0	2
合計	165	169	138	134	153

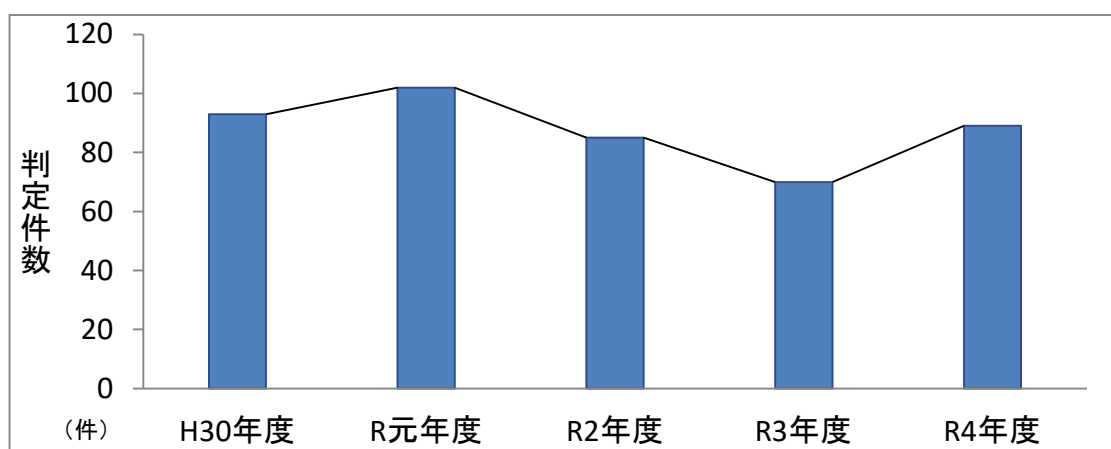


図3-1 更生医療判定件数の推移（腎臓機能がいい）

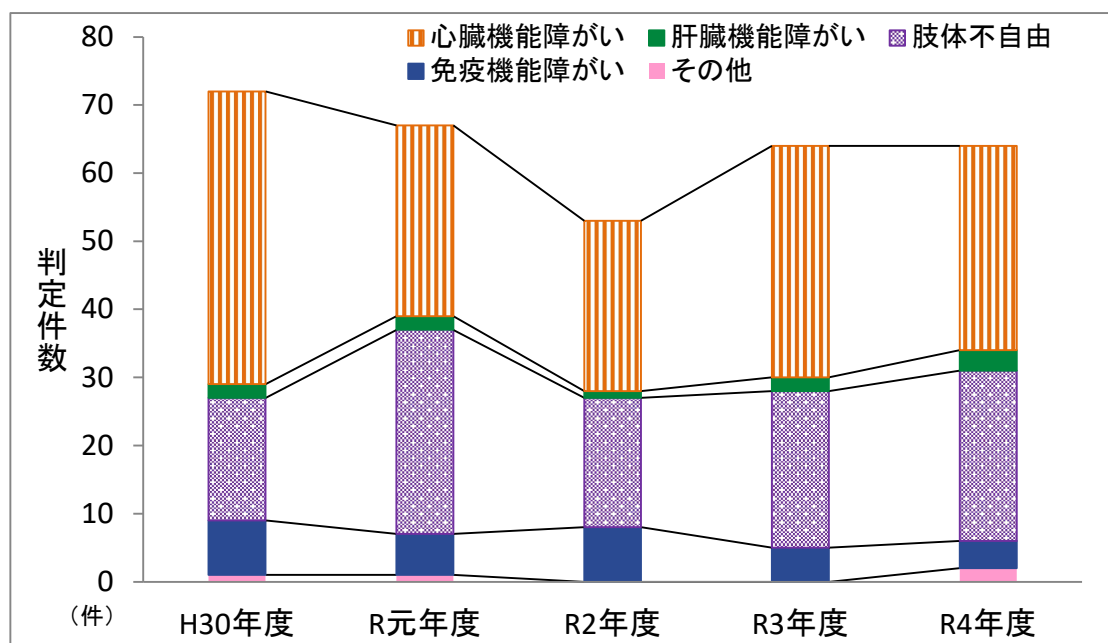


図3-2 更生医療判定件数の推移（腎臓機能がいい以外）

平成25年6月19日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「自立支援医療の支給認定における再認定の取り扱いについて」により人工透析療法等での継続事例について、再判定不要としたため、平成25年以降順次件数が減少した。

① 腎臓機能障がい

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
血液透析	80	77	68	57	70
腹膜透析	3	7	9	6	5
免疫抑制療法	4	4	1	2	2
腎移植	5	12	7	5	12
その他	1	2	0	0	0

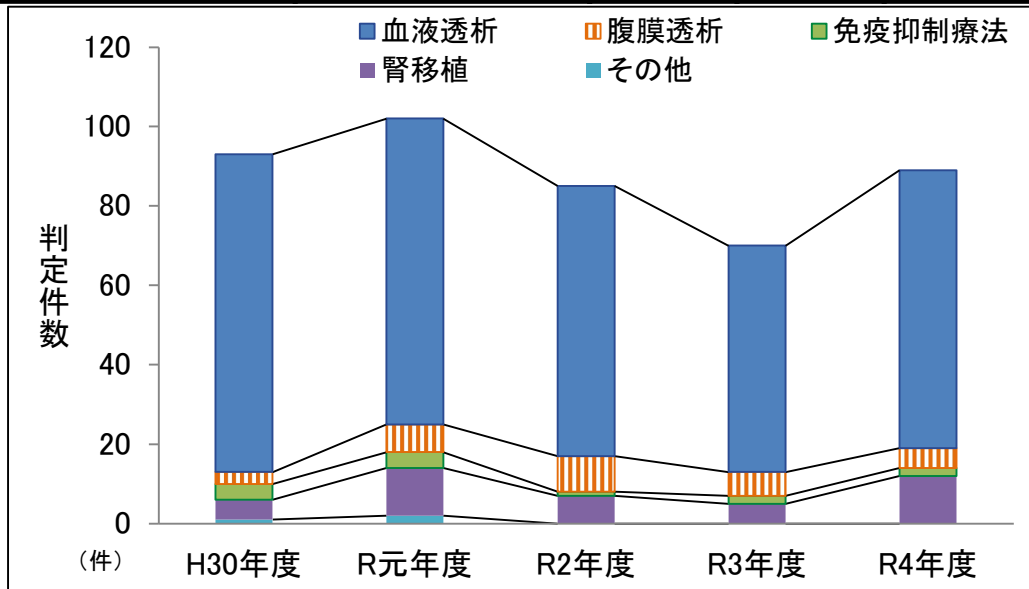


図4 腎臓機能障がい判定内訳

② 心臓機能障がい

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
弁置換・形成	5	2	2	7	4
ペースメーカー移植関連	33	23	22	25	22
動脈バイパス・形成	2	1	1	1	4
その他	3	2	0	1	0

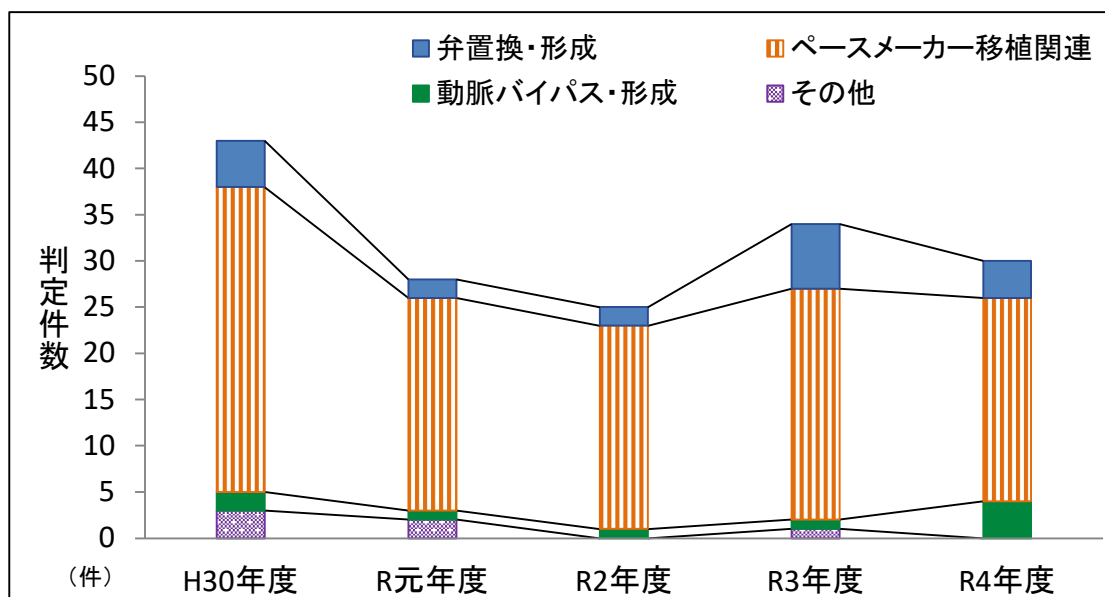


図5 心臓機能障がい判定内訳

(5) 補装具費支給判定

補装具費支給判定件数の推移（内容別）

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
義肢	8	8	11	12	5
装具	59	57	56	63	59
座位保持装置	13	17	17	18	11
補聴器	167	175	171	190	184
車椅子	45	68	48	51	38
電動車椅子	15	16	13	13	7
その他	6	7	5	6	4
合計	313	348	321	353	308

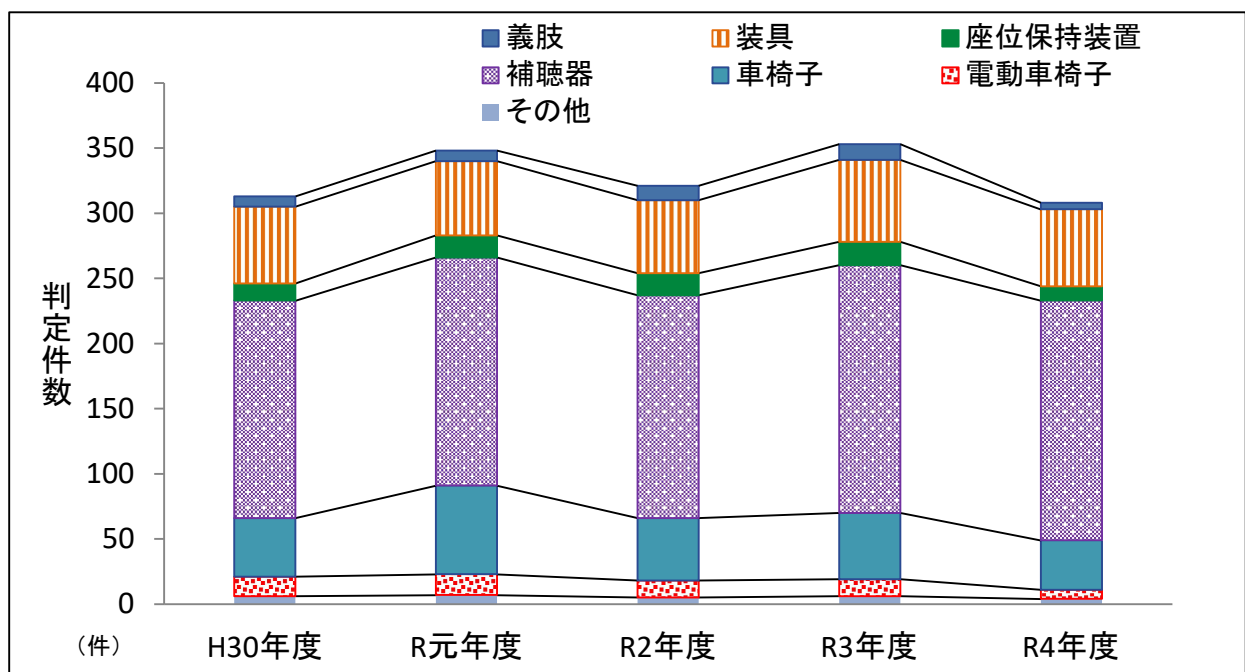


図6 補装具費支給判定件数の推移（内容別）

補装具費支給判定件数の約6割が補聴器判定で、大きな割合を占めた。
その他には重度障害者用意思伝達装置等が含まれる。

補装具費支給判定件数の推移（内容詳細別）

（件）

				H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
整形外科	義肢	義手	骨格構造義手	0	0	0	1	0
			殻構造義手	2	1	0	2	1
		義足	骨格構造義足	5	6	11	8	4
			殻構造義足	1	1	0	1	0
	装具	下肢	長下肢装具	1	1	4	4	2
			膝装具	3	1	0	0	0
			短下肢装具	35	30	36	36	31
			足底装具	7	4	5	2	1
		靴型装具		8	14	7	8	19
		体幹装具		2	1	1	4	1
		上肢装具		3	2	1	3	1
		その他		0	4	0	6	4
		車椅子	車椅子	普通型	24	38	24	21
	手押し型			6	5	1	6	1
	リクライニング式普通型			2	0	0	1	0
	リクライニング式手押し型			3	2	4	2	1
	ティルト式普通型			1	2	0	1	0
	ティルト式手押し型			0	0	1	4	0
	リクライニング・ティルト式普通型			1	1	4	4	2
	リクライニング・ティルト式手押し型			7	11	12	10	11
	片手駆動型			0	0	2	2	1
	特例車椅子			0	0	0	0	0
	特例手押し車椅子			0	0	0	0	0
	手動リフト式普通型			0	0	0	0	0
	車椅子_その他			1	9	0	0	0
	電動車椅子		簡易型（切替式）	10	5	9	5	3
			普通型	0	1	0	1	1
			リクライニング式普通型	0	0	0	0	0
			電動リクライニング式普通型	0	0	0	0	0
			電動リフト式普通型	0	0	1	0	0
			電動ティルト式普通型	0	1	0	0	0
			電動リクライニング・ティルト式普通型	1	4	3	5	2
			ハンドル型	1	0	0	0	0
			簡易型（アシスト式）	3	1	0	0	0
			電動車椅子_その他	0	4	0	2	1
	整形外科合計			127	149	126	139	109
耳鼻咽喉科	補聴器	高度難聴	ポケット型	13	16	6	5	7
		耳かけ型	120	129	125	135	137	
		重度難聴	ポケット型	2	6	1	3	1
		耳かけ型	25	15	28	27	34	
		耳あな型		4	2	3	7	4
		骨導式		0	0	0	0	0
		その他		3	7	8	13	1
		耳鼻咽喉科合計			167	175	171	190

参考 身体障害者手帳所持状況（障がい区分・障がい等級別）

R5年3月末日現在(人)

	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚	2,304	949	703	120	127	260	145
聴覚	3,132	119	612	376	865	6	1,154
平衡	27	2	2	4	2	17	0
音声・言語・そしゃく	359	33	27	183	116	0	0
上肢	5,594	1,947	1,504	736	632	433	342
下肢	10,298	698	1,010	2,803	4,460	803	524
体幹	1,886	476	664	451	19	276	0
運動機能障害(上肢)	230	165	24	19	13	6	3
運動機能障害(移動)	79	30	16	6	18	4	5
心臓	6,418	3,709	90	1,786	833	0	0
腎臓	2,129	1,814	26	258	31	0	0
呼吸器	689	235	18	335	101	0	0
膀胱・直腸	1,541	9	22	115	1,395	0	0
小腸	16	4	1	6	5	0	0
免疫	86	19	24	30	13	0	0
肝臓	84	60	11	3	10	0	0
計	34,872	10,269	4,754	7,231	8,640	1,805	2,173

(6) 障害者支援施設の入所調整

・令和3、4年度は、入所調整会議の今後のあり方の検討会を開催した。

2 知的障がい者更生相談部門業務実績

(1) 知的障がい者更生相談・判定

①相談内容

	実人数 (注1)	相 談 内 容							
		施 設	職業 職親	医療 保健	生 活	教 育	療育 手帳	その他 (注2)	計
来 所	1,121	5	5	5	4	0	863	314	1,196
巡 回	65	0	0	0	0	0	58	7	65
計	1,186	5	5	5	4	0	921	321	1,261

②判定内容

	実人数 (注1)	判 定 内 容				
		医学的判定	心理学的判定	職能判定	その他	計
来 所	1,121	38	1,800	0	0	1,838
巡 回	65	2	174	0	0	176
計	1,186	40	1,974	0	0	2,014

③判定書等交付件数

	実人数 (注1)	判 定 書 等 交 付 件 数			
		障害支援区分	療育手帳	その他 (注3)	計
来 所	1,121	0	671	210	881
巡 回	65	0	58	0	58
計	1,186	0	729	210	939

(注 1) 実人数:相談、判定、判定書等交付を通算した実人数

(注 2) その他:警察や職業センター等からの情報提供依頼、ケース面接、ケース会議、障がい者虐待調査等

(注 3) その他:情報提供依頼への回答書等

(2) 療育手帳判定・交付状況

①療育手帳交付者数状況

R5.3.31現在

	A1	A2	B1	B2	計
18歳未満	281	16	271	656	1,224
18歳以上	2,040	143	1,857	1,951	5,991
計 (割合)	2,321 32.2%	159 2.2%	2,128 29.5%	2,607 36.1%	7,215 100.0%

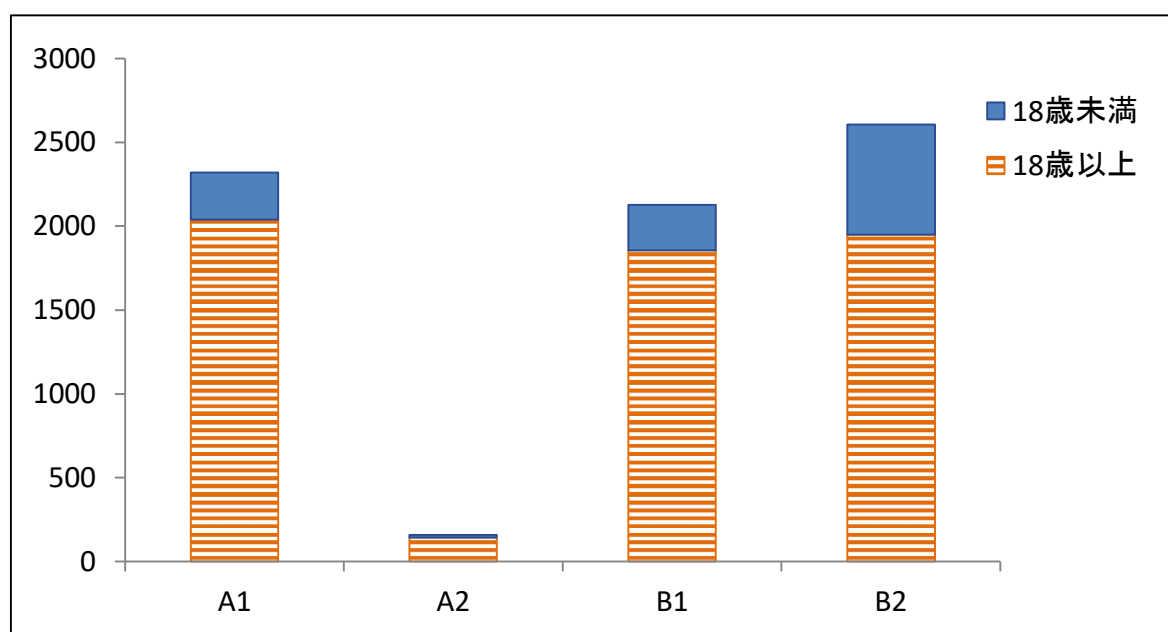


図1-1 年齢比による療育手帳交付状況 (R5. 3. 31現在)

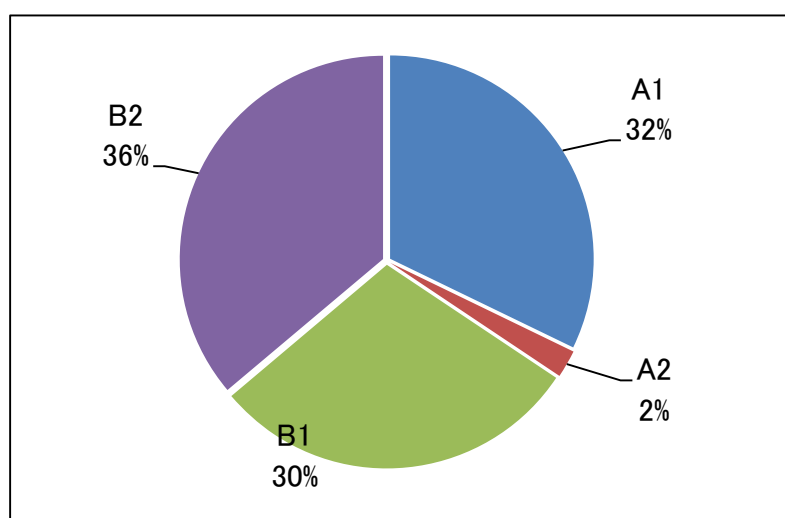


図1-2 等級による療育手帳交付状況 (R5. 3. 31現在)

※参考資料：知的障がい（療育手帳）総合判定基準表

区 分		判 定 内 容	障害程度
1種	A1	各種の診断の結果、知的障がいの程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「A」程度に該当するもの。	最重度 (概ねIQ20以下)
	A2	各種の診断の結果、知的障がいの程度が処遇上「中度」と判定され、合併障がいとして身体障害者福祉法に基づく障がい程度が1級、2級または3級に該当するものであって、日常生活において常時介護を要するもの。	重度 (合併症状)
2種	B1	各種の診断の結果、知的障がいの程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「B 1」程度に該当するもの。	中度
	B2	各種の診断の結果、知的障がいの程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「B 2」程度に該当するもの。	軽度
非該当		各種の診断の結果、知的障がいの程度が前各号に該当しないと判定したときは「非該当」とする。	

②療育手帳所持者数と前年度増減の推移（児童含む）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
18歳未満	995	1,031	1,059	1,069	1,212	1,224
18歳以上	5,499	5,642	5,744	5,869	5,862	5,991
計	6,494	6,673	6,803	6,938	7,074	7,215
前年度増減数	125	179	130	135	136	141

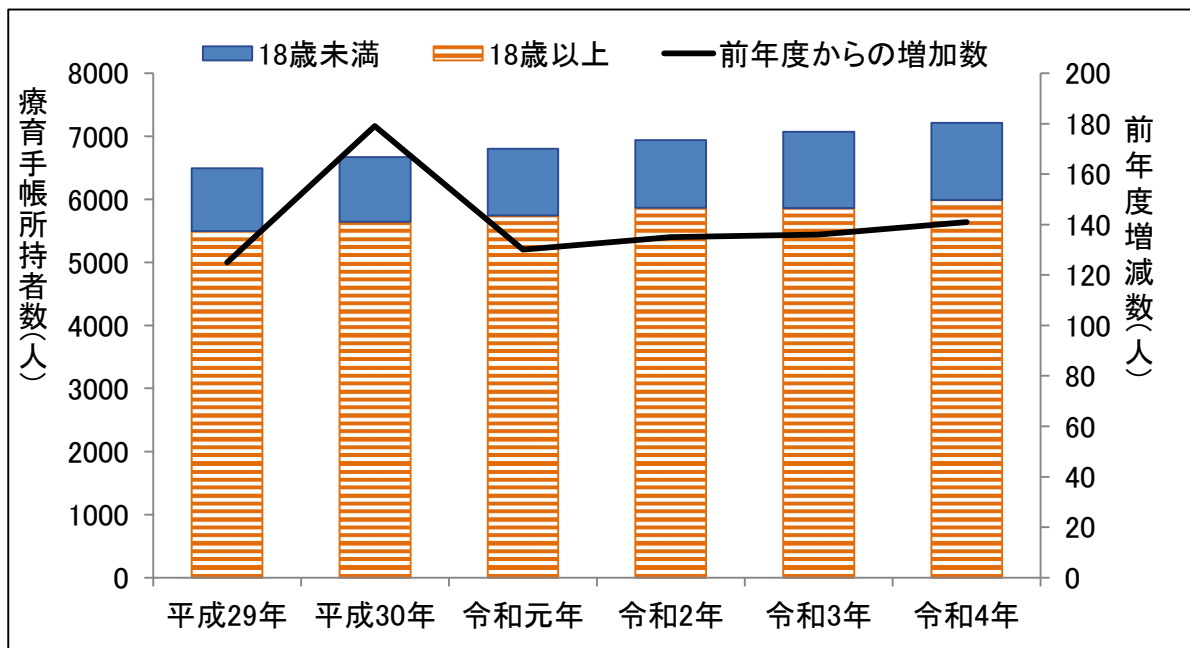


図2 療育手帳所持者数と前年度増減数の推移

福井県の療育手帳所持者数は、年々増加傾向である。

③援護実施市町別療育手帳交付数

ア 療育手帳交付数(市)

R5.3.31現在(人)

手帳程度	A1		A2		小計		B1		B2		小計		合計		総計
年齢 援護 実施市町	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	
福井市	97	644	5	50	102	694	101	553	241	647	342	1,200	444	1,894	2,338
敦賀市	29	190	3	9	32	199	29	174	75	160	104	334	136	533	669
小浜市	8	83	1	4	9	87	11	76	16	72	27	148	36	235	271
大野市	8	121	0	10	8	131	9	111	22	110	31	221	39	352	391
勝山市	3	74	0	7	3	81	5	78	17	66	22	144	25	225	250
鯖江市	22	169	1	8	23	177	16	133	56	197	72	330	95	507	602
あわら市	13	68	0	8	13	76	5	80	26	83	31	163	44	239	283
越前市	38	194	3	12	41	206	39	207	61	183	100	390	141	596	737
坂井市	36	226	0	14	36	240	24	207	75	181	99	388	135	628	763
(市計)	254	1,769	13	122	267	1,891	239	1,619	589	1,699	828	3,318	1,095	5,209	6,304

イ 療育手帳交付数(町)

R5.3.31現在(人)

手帳程度	A1		A2		小計		B1		B2		小計		合計		総計
年齢 援護 実施市町	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	
永平寺町	2	48	0	3	2	51	7	41	15	42	22	83	24	134	158
(福井計)	2	48	0	3	2	51	7	41	15	42	22	83	24	134	158
池田町	0	10	0	0	0	10	0	8	2	5	2	13	2	23	25
南越前町	4	29	1	5	5	34	7	23	8	34	15	57	20	91	111
(丹南計) (南越)	4	39	1	5	5	44	7	31	10	39	17	70	22	114	136
越前町	7	55	1	8	8	63	7	57	19	61	26	118	34	181	215
(丹南計) (丹生)	7	55	1	8	8	63	7	57	19	61	26	118	34	181	215
美浜町	4	28	0	1	4	29	3	25	4	29	7	54	11	83	94
高浜町	3	25	0	1	3	26	3	25	8	23	11	48	14	74	88
おおい町	1	31	0	1	1	32	2	16	3	21	5	37	6	69	75
若狭町	6	45	1	2	7	47	3	43	8	37	11	80	18	127	145
(二州・若狭計)	14	129	1	5	15	134	11	109	23	110	34	219	49	353	402
(町計)	27	271	3	21	30	292	32	238	67	252	99	490	129	782	911

ウ 療育手帳交付数(全県)

R5.3.31現在(人)

手帳程度	A1		A2		小計		B1		B2		小計		合計		総計
年齢 援護 実施市町	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	18 歳 未 満	18 歳 以 上	
県計	281	2,040	16	143	297	2,183	271	1,857	656	1,951	927	3,808	1,224	5,991	7,215
	2,321		159		2,480		2,128		2,607		4,735		7,215		7,215

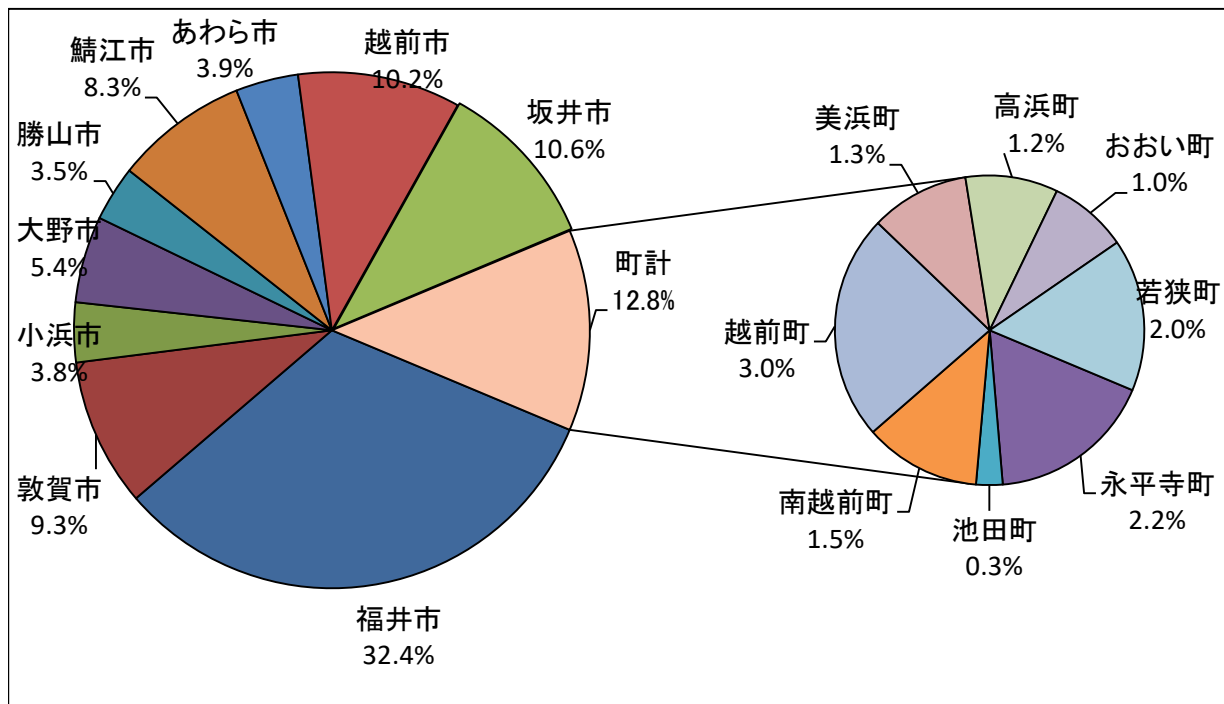


図3-1 援護実施市町別療育手帳所持者数（割合）

- ・福井市の所持者数は、全体の約3割を占めた。
- ・援護実施市の所持者数の総計は、全体の約9割を占めた。

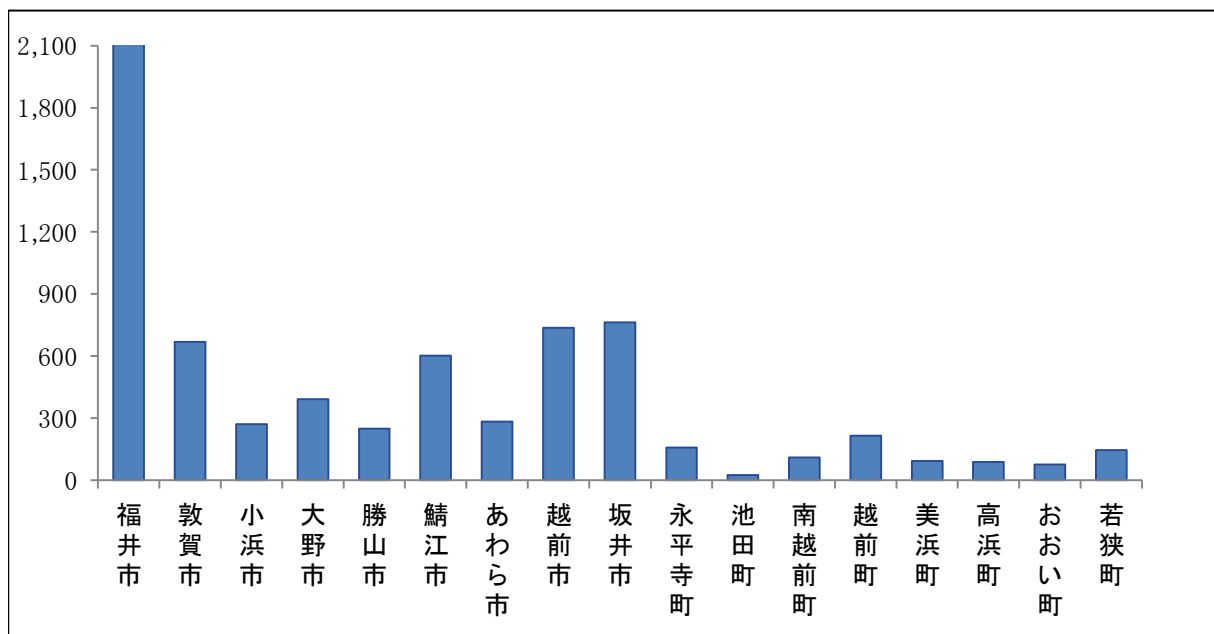


図3-2 援護実施市町別療育手帳所持者数（実数）

④年齢別療育手帳交付数

R5.3.31現在(人)

年齢	手帳程度				
	A1	A2	B1	B2	総計
0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0
3	3	0	7	9	19
4	8	1	10	20	39
5	5	1	10	25	41
6	15	1	22	29	67
7	14	2	12	28	56
8	18	1	18	32	69
9	18	0	25	30	73
小計	81	6	104	173	364
10	20	2	25	40	87
11	18	1	14	36	69
12	28	3	16	43	90
13	24	1	18	49	92
14	32	0	25	54	111
15	26	1	29	98	154
16	24	1	21	81	127
17	28	1	19	82	130
18	33	3	28	90	154
19	20	0	25	97	142
小計	253	13	220	670	1,156
20	32	3	38	70	143
21	44	2	38	65	149
22	35	2	28	64	129
23	44	0	33	70	147
24	36	0	42	71	149
25	51	2	44	49	146
26	47	2	30	58	137
27	38	3	43	63	147
28	56	0	41	75	172
29	40	2	36	58	136
小計	423	16	373	643	1,455
30	41	1	30	51	123
31	47	1	46	39	133
32	38	0	34	42	114
33	42	2	37	41	122
34	42	6	35	45	128
35	46	1	45	44	136
36	45	1	23	43	112
37	40	1	23	35	99
38	38	0	29	43	110
39	38	4	31	48	121
小計	417	17	333	431	1,198

年齢	手帳程度				
	A1	A2	B1	B2	総計
40	49	3	23	37	112
41	34	4	32	33	103
42	43	2	33	30	108
43	24	9	30	36	99
44	35	1	29	31	96
45	36	1	38	31	106
46	31	2	37	29	99
47	41	3	31	37	112
48	45	6	39	28	118
49	39	4	25	35	103
小計	377	35	317	327	1,056
50	47	2	42	29	120
51	47	7	32	16	102
52	42	1	27	33	103
53	30	1	31	26	88
54	28	3	35	20	86
55	24	3	31	21	79
56	17	4	21	20	62
57	27	3	25	22	77
58	20	3	31	12	66
59	29	3	33	14	79
小計	311	30	308	213	862
60	19	4	37	10	70
61	15	2	26	16	59
62	19	4	30	13	66
63	19	2	19	9	49
64	27	1	35	11	74
65	25	0	20	7	52
66	22	0	26	9	57
67	26	5	34	6	71
68	21	2	21	5	49
69	28	2	27	3	60
小計	221	22	275	89	607
70	22	2	14	7	45
71	19	2	21	7	49
72	27	2	17	6	52
73	20	2	14	4	40
74	21	2	14	8	45
75	18	0	16	1	35
76	14	1	7	2	24
77	4	0	8	2	14
78	6	1	14	4	25
79	13	0	8	3	24
80～	74	8	65	17	164
小計	238	20	198	61	517
総計	2,321	159	2,128	2,607	7,215

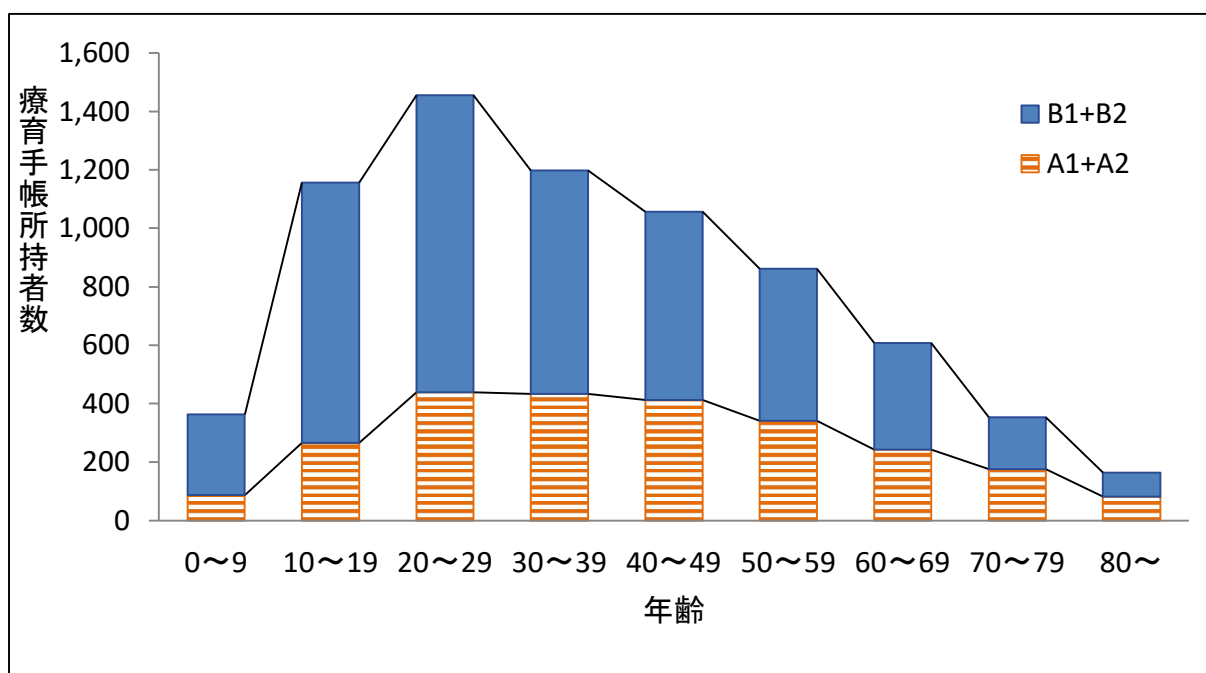


図4-1 各年齢層による療育手帳所持者数の分布

10歳単位ごとの年齢別療育手帳所持者数は、20歳～29歳でピークを迎えた後、ゆるやかに減少に転じた。

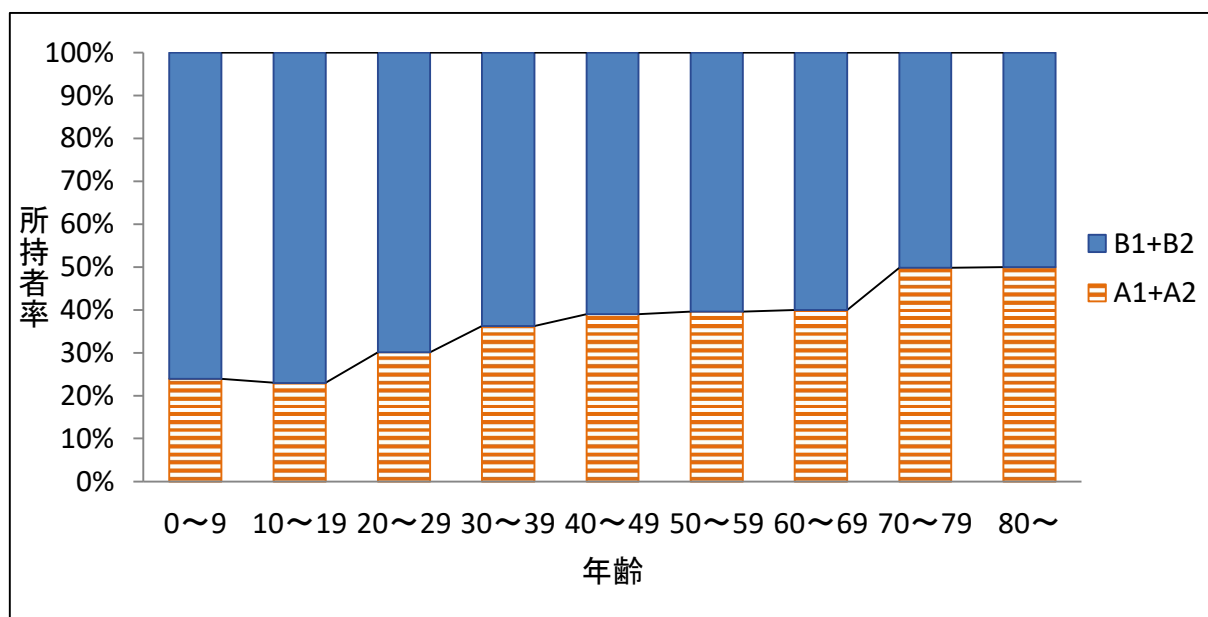


図4-2 各年齢層における療育手帳程度割合

各年齢層における療育手帳所持者数を100とした場合の手帳程度割合を、図4-2に示した。
 高年齢化に伴い、全体に占める重度障害者(A1＝重度知的障害/A2＝中度知的障害＋身体障害者手帳3級以上)の割合が増加した。

(3) 障害者総合支援法関係の研修等実施状況

研 修 名	日 数	対 象 者	修了者数
相談支援従事者初任者研修	講義 Eラーニング	相談支援専門員またはサービス管理責任者等に従事する予定のある者 他	講義108人
	演習 5日		演習56人
相談支援従事者現任者研修	講義 Eラーニング	相談支援専門員として現に従事する者もしくは今後従事予定の者	34人
	演習 3日		
相談支援従事者主任研修	講義・演習 5日	相談支援専門員として現に従事する者であって、地域における中核的な役割を担う人材育成の取組を実施する予定の者	12人
相談支援従事者研修 専門コース 別研修(地域移行・定着)	1日	相談支援専門員もしくは精神保健福祉業務に従事する職員	85人
強度行動障害研修(基礎)	2日 (2日程)	障害福祉サービス事業所等において知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象とした業務に従事する者	1回目73人
			2回目65人
強度行動障害研修(実践)	2日	強度行動障害研修(基礎)修了者	64人
強度行動障害研修 (フォローアップ)	1日	障害福祉サービス事業所等において知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象とした業務に従事者・管理者等、または強度行動障がい研修(基礎)修了者で強度行動障がいのある方の支援経験者	講義+演習 23人 講義14人
障害支援区分認定調査員研修	個別学習	障害支援区分認定調査員等	57人
サービス管理責任者等基礎研修	共通講義1日	サービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者として従事する予定の者	116人
	演習2日 (2日程)		
サービス管理責任者等更新研修	1日 (3日程)	サービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者として現に従事する者	203人
サービス管理責任者等実践研修	講義+演習2日 (2日程)	基礎研修修了者かつ2年間の実務経験を満たしている者	105人
ファシリテーション研修 (基礎)	講義・演習2日 WT会議・演習	相談支援専門員あるいはサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として現に従事する者	相談コース 9人
			サビ児管 コース4人

3 精神保健福祉相談部門業務実績

(1) 技術指導および技術援助

	技術指導・援助 延件数										
	老人 精神 保健	社会 復帰	アル コ ール	薬物	思春期	心の 健康 づくり	ひき こも り	自殺 関連	犯罪 被害	その他	計
健康福祉 センター	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
市町	0	0	0	0	1	0	13	0	0	0	14
福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療施設	0	10	0	0	0	0	1	0	0	0	11
介護老人 保健施設	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
障害者 支援施設	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
社会福祉 施設	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5
その他	1	5	3	1	1	1	51	3	0	13	79
計	1	16	3	1	2	2	72	3	0	14	114

(2) 教育研修

①項目別

	件 数	人 数
社会復帰	0	0
アルコール	0	0
思春期	1	273
心の健康づくり	2	30
ひきこもり	3	294
自殺関連	1	68
その他	13	265
計	20	930

②研修等の実施状況

研 修 名	日 時	参加者数
精神保健福祉従事者研修会（初任者）	令和4年8月17日（水）	関係機関職員等 101名
精神保健福祉従事者研修会（現任者）	令和4年12月16日（金）	関係機関職員等 85名
自殺対策専門研修会	令和4年10月3日（月）	関係機関職員等 68名

(3) 普及啓発

①精神保健福祉講演会

日 時 ・ 場 所	内 容	参加者
令和4年7月28日(木) 福井県社会福祉センター オンライン開催併用	講演 「人が回復するためには何が必要なのか ～患者・家族・精神科医の3つの立場を 経験した私から伝えたいこと～」 医療法人社団峻凌会 やきつべの径診療所 児童精神科医 夏莉 郁子 氏	145名
令和4年10月7日(金) 福井県社会福祉センター オンライン開催	講演 「リカバリーを支える就労支援と精神科医療」 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部 部長 藤井 千代 氏	94名
令和5年1月25日(水) オンライン開催	講演 「ネット・ゲーム依存の現状と治療について」 独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター 主任心理療法士 三原 聡子 氏	273名

②ストレス対策事業

	実 施 回 数	利 用 者 数
ストレスチェック	22回	911名
(再掲) 出前講座時に実施	3回	63名

(4) 精神保健福祉相談

①精神保健福祉相談(年度別状況)

	28年度	29年度	30年度	元年度	R2年度	R3年度	R4年度
相談実人数	223	167	208	199	276	373	327
(新来)	118	72	118	96	162	214	145
所内相談 延人数	1,088	1,184	1,244	1,051	1,109	1,605	1,591
所外相談 延人数	74	95	77	68	115	92	117
電話相談 延人数	2,129	2,853	3,376	4,029	5,178	5,370	5,956
計	3,291	4,132	4,697	5,148	6,402	7,067	7,664

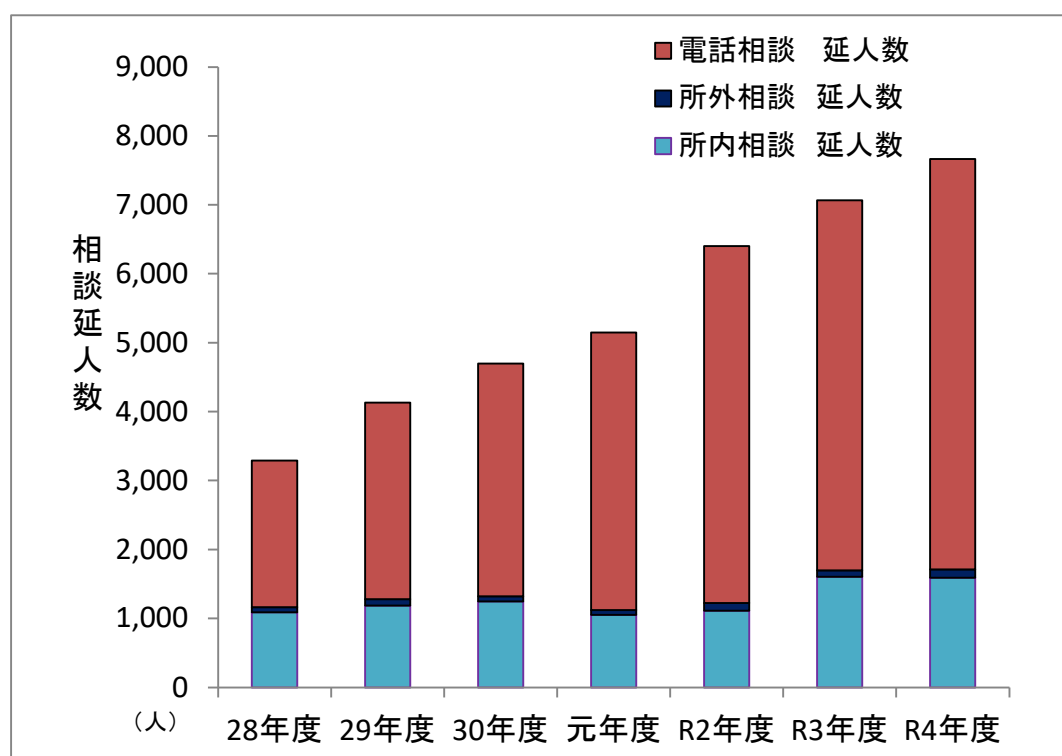


図1 相談件数の推移 (相談手段別)

②相談者の性別(年度別状況)

男性

	28年度	29年度	30年度	元年度	R2年度	R3年度	R4年度
相談 実人数	147	101	127	130	196	242	210
(新来)	88	47	74	66	113	135	89
所内相談 延人数	786	911	922	853	877	1266	1221
所外相談 延人数	38	34	18	50	102	76	93
電話相談 延人数	983	1,314	1830	2168	2,933	3,043	3,406
計	1,807	2,259	2,770	3,071	3,912	4,385	4,720

女性

	28年度	29年度	30年度	元年度	R2年度	R3年度	R4年度
相談 実人数	76	66	81	69	80	131	117
(新来)	30	25	44	30	49	79	56
所内相談 延人数	302	273	322	198	232	340	370
所外相談 延人数	36	61	59	18	13	16	24
電話相談 延人数	1,146	1,539	1,546	1,861	2,245	2,327	2,550
計	1,484	1,873	1,927	2,077	2,490	2,683	2,944

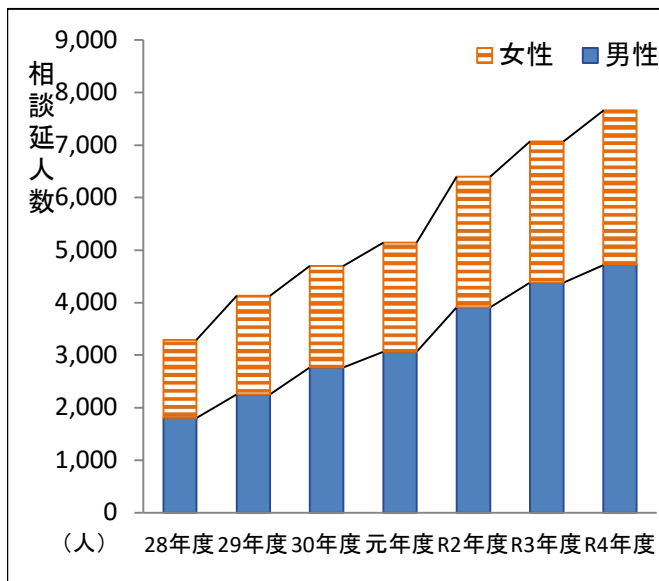


図2 相談件数の推移（男女別）

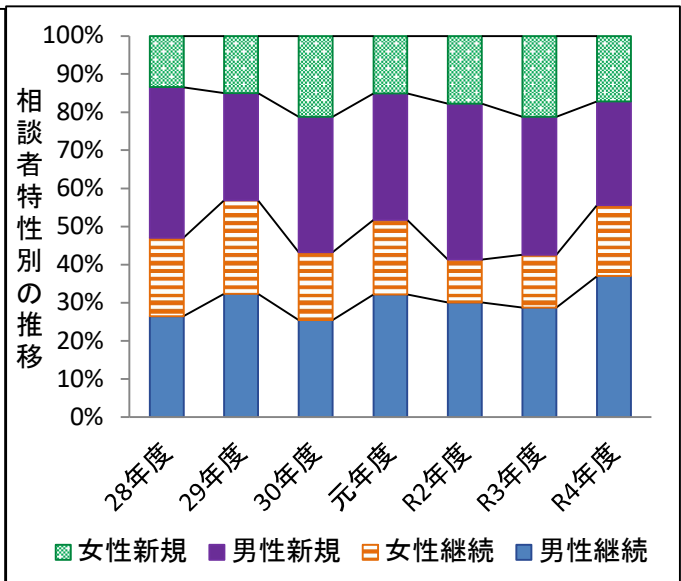


図3 相談者特性別の推移（男女別）

- ・相談件数の男女比は、平成26年度以降男性が上回っている。

③相談者の年齢分布

相談状況 年齢階層	29年度	30年度	元年度	R2年度	R3年度	R4年度			
						男	女	合計	%
0～4歳	0	0	0	0	2	1	1	2	0.6%
5～9歳	0	0	1	2	3	0	0	0	0.0%
10～14歳	1	0	1	5	7	0	4	4	1.2%
15～19歳	15	25	19	19	27	19	1	20	6.1%
20～24歳	31	27	17	32	39	27	10	37	11.3%
25～29歳	28	36	25	39	42	23	13	36	11.0%
30～34歳	20	16	27	37	35	17	10	27	8.3%
35～39歳	14	22	17	31	40	26	12	38	11.6%
40～44歳	13	21	21	29	45	21	12	33	10.1%
45～49歳	13	20	18	20	36	12	9	21	6.4%
50～54歳	12	14	18	22	29	13	13	26	8.0%
55～59歳	12	15	16	19	28	19	11	30	9.2%
60～64歳	4	9	12	8	12	12	9	21	6.4%
65～69歳	2	0	1	7	11	12	8	20	6.1%
70～74歳	0	1	2	3	6	3	0	3	0.9%
75～79歳	0	1	3	2	5	1	4	5	1.5%
80歳～	0	1	1	1	5	3	0	3	0.9%
不明	2	0	0	0	1	1	0	1	0.3%
計	167	208	199	276	373	210	117	327	100%

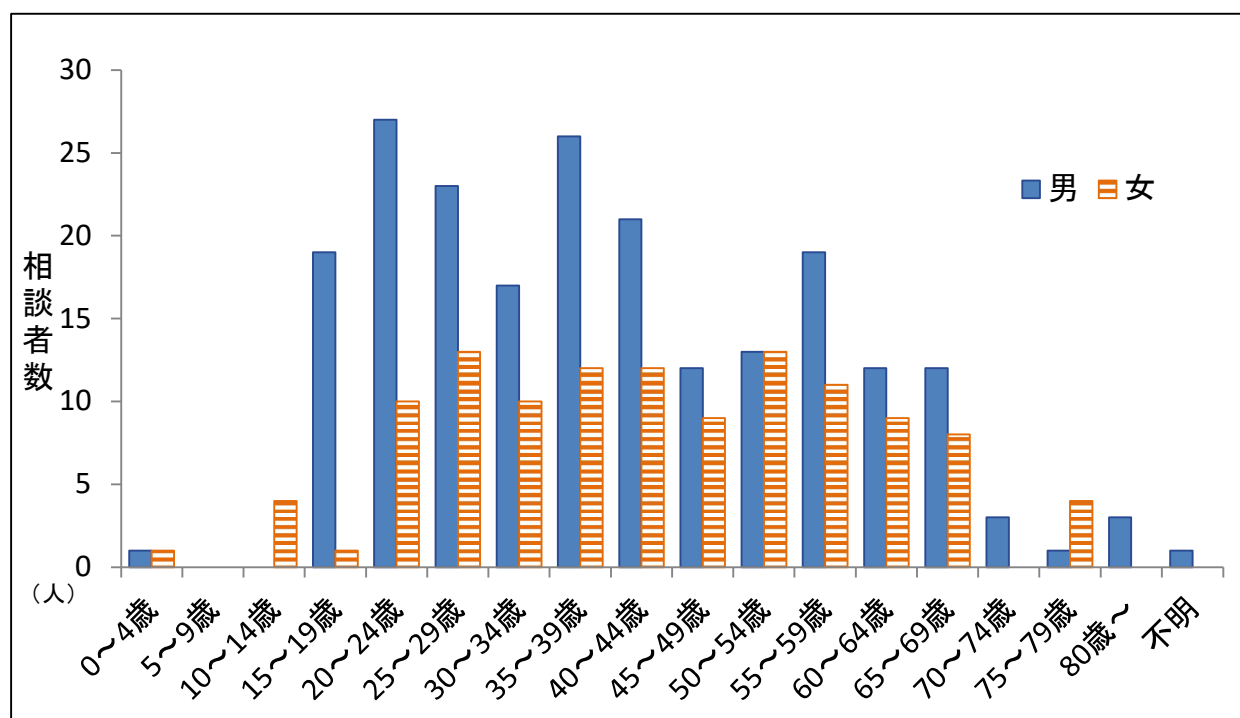


図4 相談者の年齢分布 (R3年度)

④相談対象本人の状態

(実人数)

本人の状態	29年度	30年度	元年度	R2年度	R3年度	R4年度
治療に関すること	24	20	18	35	48	34
家族関係の悩み	17	12	7	7	36	24
ひきこもり（とじこもり）	57	92	70	112	123	115
対人関係の悩み	11	12	8	3	6	4
人生・生活問題	18	19	22	40	65	63
社会復帰に関すること	8	19	37	44	27	31
社会資源の情報を求めて（H22～）	0	2	1	2	6	16
職場の悩み	2	8	7	7	2	3
不登校	2	2	4	2	0	2
就労問題（H22～）	6	5	3	8	11	3
身体的訴え（不眠、食欲不振他）	0	4	2	1	4	1
性格の悩み	1	0	1	0	0	2
家庭内暴力	1	1	0	0	2	1
無気力	0	1	0	0	0	1
発達障害（H22～）	1	1	0	0	3	1
自殺念慮（関連）	0	2	5	3	3	3
結婚・離婚問題	0	0	1	1	1	2
恋愛問題	0	0	0	0	1	1
性の悩み	1	1	0	0	2	0
非行	0	0	0	0	0	0
金銭問題	2	2	3	2	19	9
近所への迷惑行為（H22～）	1	0	0	1	0	2
育児の悩み（虐待を含む）	1	0	0	0	1	2
宗教問題	0	0	0	0	0	0
自殺者の遺族（H23～）	0	0	0	0	0	0
震災関連（H23～）	0	0	0	0	0	0
その他	14	5	10	8	13	7
計	167	208	199	276	373	327

⑤登録者の居住地

市町名		実数（人）	割合（％）
嶺北	福井市	157	48.0%
	大野市	7	2.1%
	勝山市	1	0.3%
	鯖江市	17	5.2%
	あわら市	6	1.8%
	越前市	20	6.1%
	坂井市	30	9.2%
	永平寺町	6	1.8%
	池田町	0	0.0%
	南越前町	0	0.0%
	越前町	12	3.7%

市町名		実数（人）	割合（％）
嶺南	敦賀市	22	6.7%
	小浜市	12	3.7%
	美浜町	6	1.8%
	高浜町	4	1.2%
	おおい町	2	0.6%
	若狭町	7	2.1%
県外		8	2.4%
不明		10	3.1%
総計		327	100%

※概数処理のため、各市町の割合総計は厳密には100%にはならない。

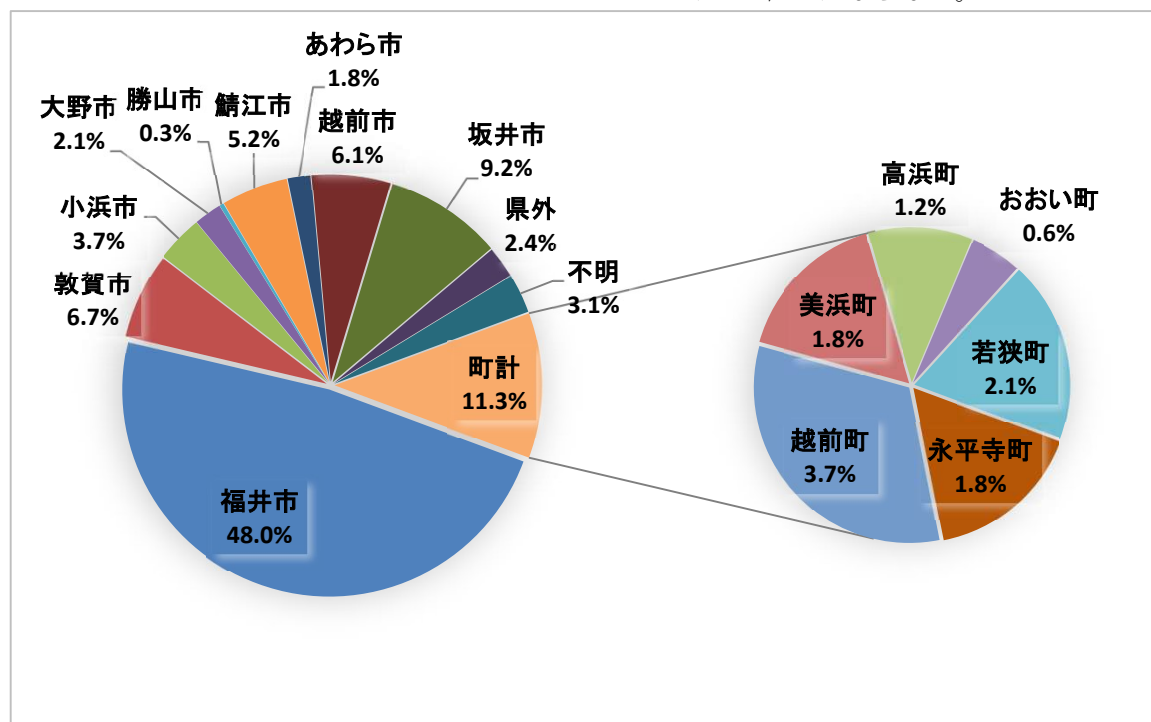


図5 相談者の居住地別割合

・当所は県庁所在地である福井市に位置するため、嶺北管内在住者からの相談が多くを占め、約半数は福井市内在住者からの相談であった。

⑥登録者の居住地(ひきこもり)

市町名		実数（人）	割合（％）
嶺北	福井市	47	37.3%
	大野市	3	2.4%
	勝山市	1	0.8%
	鯖江市	7	5.6%
	あわら市	0	0.0%
	越前市	6	4.8%
	坂井市	14	11.1%
	永平寺町	2	1.6%
	池田町	0	0.0%
	南越前町	0	0.0%
	越前町	4	3.2%

市町名		実数（人）	割合（％）
嶺南	敦賀市	15	11.9%
	小浜市	10	7.9%
	美浜町	5	4.0%
	高浜町	4	3.2%
	おおい町	2	1.6%
	若狭町	6	4.8%
県外		0	0.0%
不明		0	0.0%
総計		126	100%

※概数処理のため、各市町の割合総計は厳密には100%にはならない。

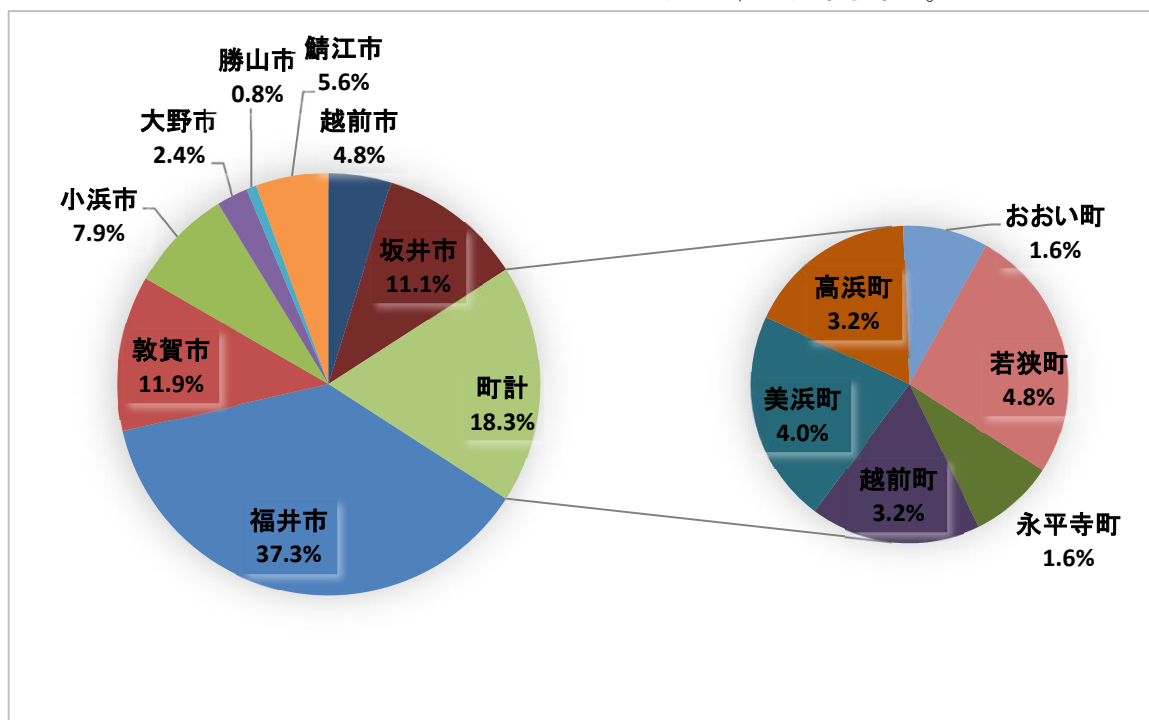


図6 ひきこもり相談者の居住地別割合

(5) 組織育成

	回 数	延参加者数
精神保健福祉協会	8	282
そ の 他	156	932
計	164	1,214

(6) 特定相談指導事業

① アディクションを考えるセミナー(アルコール・薬物・ギャンブルなど)

日 時	第1水曜日 14:00～15:30
参加数	12回 延235名

② 依存症回復プログラム(アルコール・薬物・ギャンブルなど)

日 時	毎週金曜日 15:30～17:00
参加数	34回 延173名

③ 依存症家族教室(アルコール・薬物・ギャンブルなど)

日 時	隔月第3水曜日 13:30～15:00
参加数	6回 延18名

④ アルコール関連問題研修会

日 時 場 所	内 容	参加者
令和4年11月29日 (火) オンライン開催	講演 「アルコール依存症の正体を知ろう ～医学的理解と治療～」 講師 医療法人和気会 新生会病院 院長 和気 浩三 氏	101名

(7) ひきこもり地域支援センター事業

① 教育研修

ひきこもり支援関係機関職員研修会

日 時 場 所	内 容	参加者
令和4年5月25日 オンライン開催	講演 「ひきこもりの基本的理解・ 家族への相談対応方法について」 講師 ひきこもり地域支援センター職員	90名 (関係機関職員)
令和4年8月31日 (水) オンライン開催	講演 「教育総合研究所の機能、 不登校支援のポイントについて」 講師 福井県教育総合研究所 教育相談センター 石田 郁代 氏 藪下 遊 氏	151名 (関係機関職員)
令和4年11月9日 (月) オンライン開催	講演 「若狭町における 若者世代サポートの取り組み」 講師 若狭町 子育て支援課 土阪 何夜子 氏	68名 (関係機関職員)

ひきこもり・不登校学習会

日 時 場 所	内 容	参加者
令和5年3月6日（月） 福井県自治会館	講演 ひきこもり経験者として伝えたいこと ～家族にできること～ 講師 一般社団法人 ひきこもりUX会議 代表理事 林 恭子 氏	95名 (関係機関職員・家族等)

② 組織育成

	回 数	延参加者数
本人の会	21	88
フリースペース	108	571
所外体験学習	1	10
ひきこもり親の会	35	197

(8) 精神医療審査会

① 定期の報告

(単位：件)

		医療保護 入院届	定期病状報告		合 計
			医療保護 入院	措置入院	
審 査 件 数		1,773	554	7	2,334
審 査 結 果	現在の入院形態が適当	1,773	554	7	2,334
	他の入院形態への移行が適当	0	0	0	0
	入院継続不要	0	0	0	0

②退院等の請求の審査

(単位：件)

		退院請求		処遇改善請求	
		医療保護 入院	措置入院	医療保護 入院	措置入院
請 求 件 数		4	3	0	0
審 査 件 数		4	3	0	0
審 査 結 果	現在の入院、処遇は適当	4	2	0	0
	他の入院形態への移行が適当	0	1	0	0
	入院継続不要	0	0	0	0

(9)精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証(精神通院)交付者数

①精神障害者保健福祉手帳交付者数

(年度推移)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	371	359	355	343	341
2級	4,671	4,905	5,093	5,477	5,743
3級	1,648	1,799	1,839	1,954	2,067
合計	6,690	7,063	7,287	7,774	8,151

(今年度内訳)

R5. 3. 31現在

市 町	合 計	内 訳		
		1級	2級	3級
福井市	3,052	127	2,069	856
永平寺町	158	5	109	44
福井HWC管内	3,210	132	2,178	900
あわら市	297	11	209	77
坂井市	888	34	586	268
坂井HWC管内	1,185	45	795	345
大野市	433	25	306	102
勝山市	329	19	238	72
奥越HWC管内	762	44	544	174
鯖江市	725	26	515	184
越前市	771	28	569	174
池田町	28	1	16	11
南越前町	184	3	142	39
越前町	86	3	68	15
丹南HWC管内	1,794	61	1,310	423
敦賀市	657	32	513	112
美浜町	94	8	66	20
二州HWC管内	751	40	579	132
小浜市	226	10	171	45
高浜町	66	2	51	13
おおい町	53	2	38	13
若狭町	104	5	77	22
若狭HWC管内	449	19	337	93
合 計	8,151	341	5,743	2,067

②自立支援医療受給者証（精神通院）交付者数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福井市	4,565	4,862	4,157	5,636	5,690
永平寺町	230	253	194	284	298
福井HWC管内	4,795	5,115	4,351	5,920	5,988
あわら市	419	442	349	509	495
坂井市	1,277	1,396	946	1,592	1,660
坂井HWC管内	1,696	1,838	1,295	2,101	2,155
大野市	617	641	533	714	725
勝山市	505	490	428	517	540
奥越HWC管内	1,122	1,131	961	1,231	1,265
鯖江市	1,106	1,194	991	1,335	1,412
越前市	1,349	1,495	1,020	1,695	1,745
池田町	46	45	36	45	44
南越前町	143	139	104	356	374
越前町	308	326	286	164	156
丹南HWC管内	2,952	3,199	2,437	3,595	3,731
敦賀市	969	1,011	685	1,072	1,092
美浜町	118	121	60	130	141
二州HWC管内	1,087	1,132	745	1,202	1,233
小浜市	359	373	195	386	344
高浜町	86	91	69	102	101
おおい町	72	75	36	71	72
若狭町	138	145	79	161	154
若狭HWC管内	655	684	379	720	671
合 計	12,307	13,099	10,168	14,769	15,043

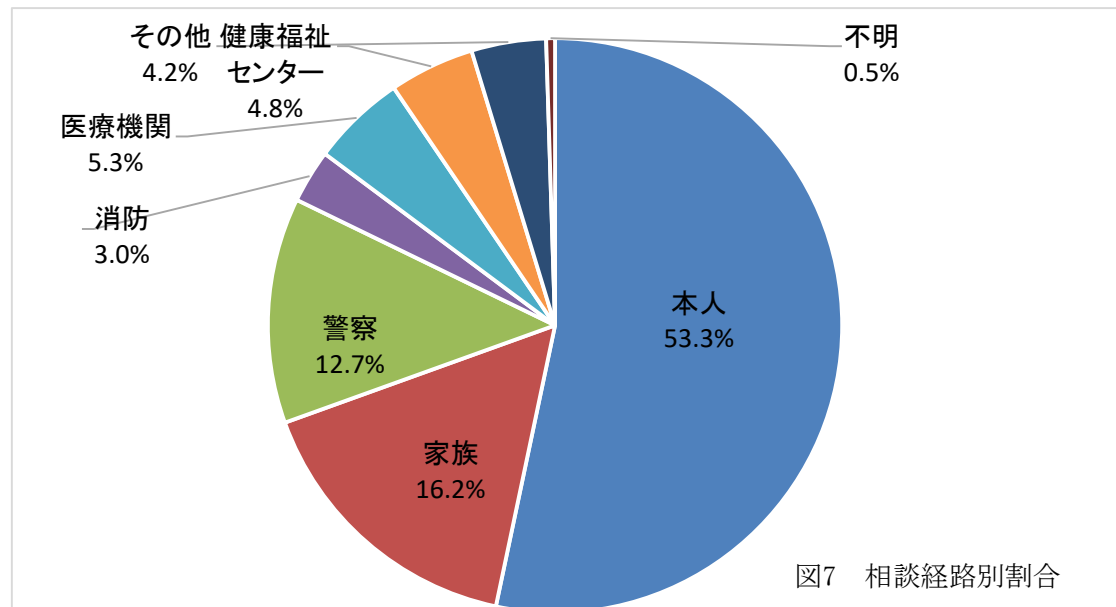
※令和2年度の所持者数については、新型コロナウイルス感染症対応を受け、更新手続を行わなかった者の数を含めないため、参考値

(10) 精神科救急情報センター

① 相談(経路別)件数

(単位：件)

	本人	家族	警察 (通報含)	消防	医療機関			健康福祉 センター	その他	不明	合計
					精神科 病院	精神科ク リニック	一般 病院				
件数	824	250	196	47	26	13	44	74	65	7	1,546
割合	53.3%	16.2%	12.7%	3.0%	1.7%	0.8%	2.8%	4.8%	4.2%	0.5%	100%



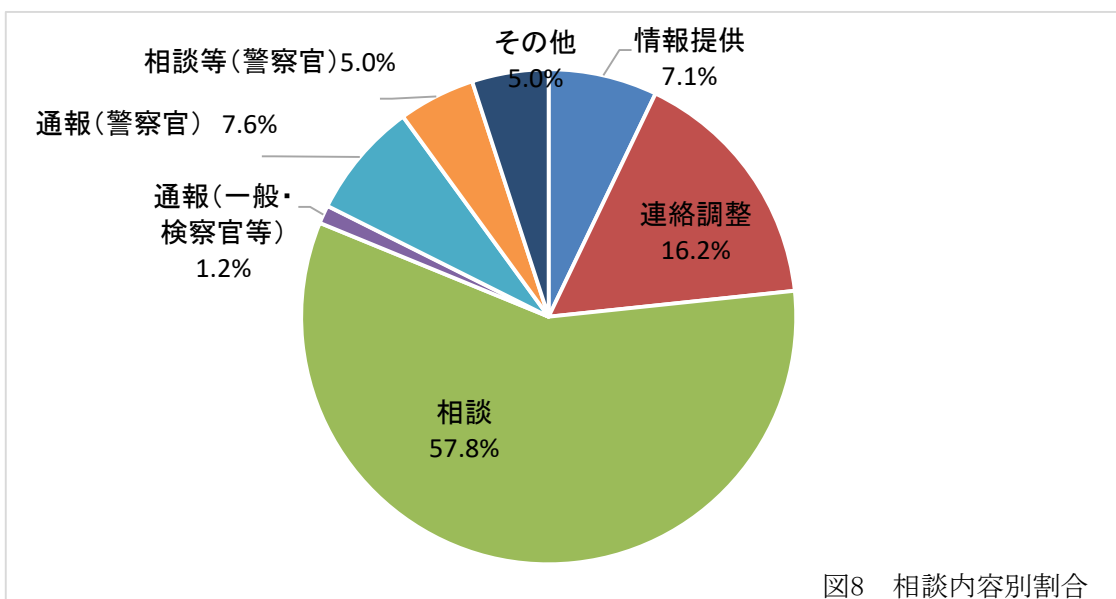
② 相談(内容別)件数

(単位：件)

	情報 提供 ※	連絡調 整※	相談	通報（一般・検察官等）				警察官		その他	合計
				22条	24条	25条	26条	23条	相談 等		
件数	109	251	894	8	9	0	1	118	78	78	1,546
割合	7.1%	16.2%	57.8%	0.5%	0.6%	0.0%	0.1%	7.6%	5.0%	5.0%	100%

※情報提供：問合せ、病院を紹介してほしい

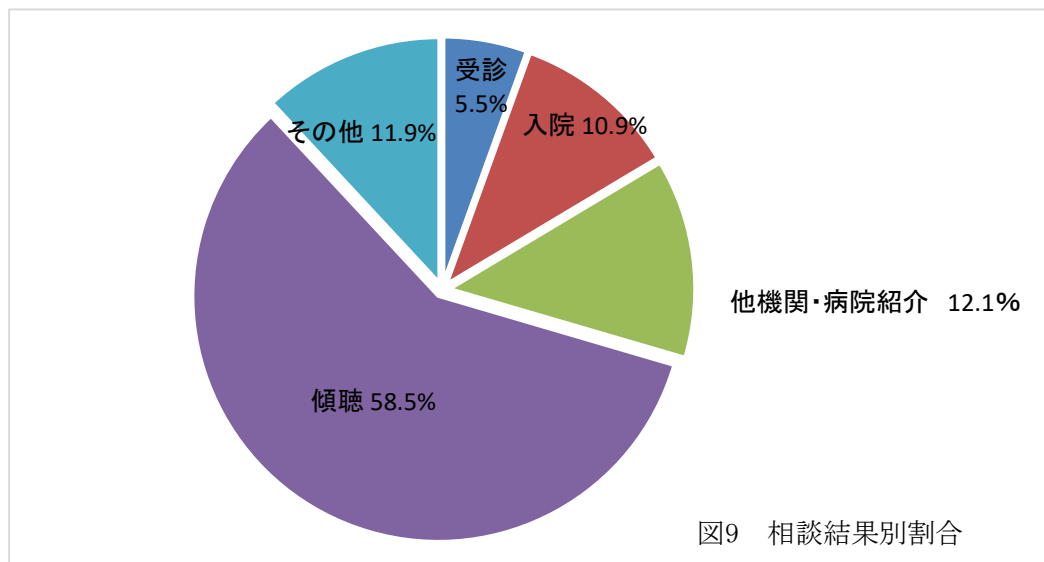
※連絡調整：受け入れ病院を調整してほしい



③相談(結果別)件数

(単位：件)

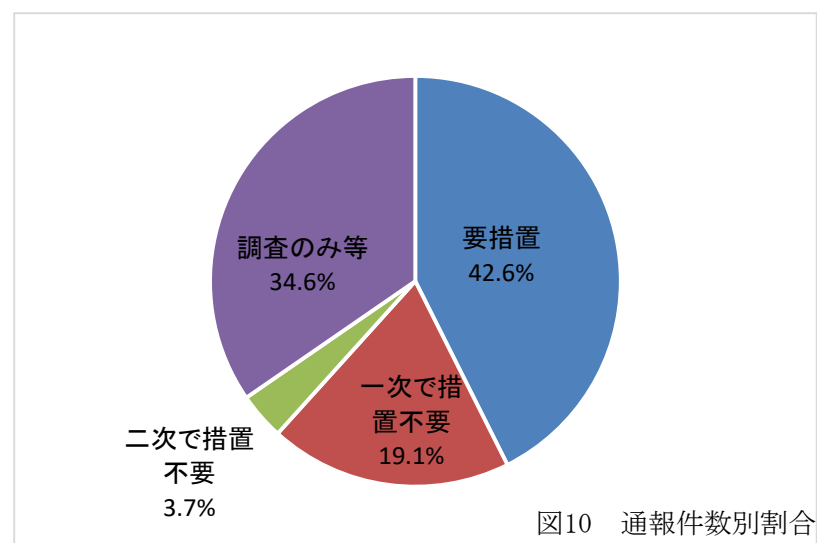
	受診	入院	他機関・病院紹介	内訳					傾聴・助言	その他	合計
				健康福祉センター	ホッとサポート	医療機関	自助グループ	その他			
件数	85	169	203	13	21	153	1	15	905	184	1,546
割合	5.5%	10.9%	13.1%	0.8%	1.4%	9.9%	0.1%	1.0%	58.5%	11.9%	100%



④通報件数

(単位：件)

	要措置	一次で措置不要	二次で措置不要	調査のみ等	合計
件数	58	26	5	47	136
割合	42.6%	19.1%	3.7%	34.6%	100%



**緊急対応課・家庭支援課
社会的養育課・心理判定課
一時保護課
(児 童 相 談 部 門)**

I 児童相談部門の概要

1 概 要

すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、子どもおよびその家族等を援助することを目的とし、18歳未満の児童の福祉に関するあらゆる相談に応じている。

また、相談援助活動を展開するにあたっては、常に子どもの最善の利益・福祉を追求している。

電 話 0776-24-5138
付置施設 一時保護所 定員 25 名

2 所管地域

福井市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市
永平寺町 池田町 南越前町 越前町

3 沿革

昭和 11 年 5 月	「県立少年指導相談所」（児童相談所の前身）を福井市月見町（福井赤十字病院構内）に開所
昭和 23 年 5 月	「福井県中央児童相談所」を福井市尾上上町（現在の松本 4 丁目）に開所
昭和 29 年 4 月	中央児童相談所を福井市松本 4 丁目に新築移転
昭和 40 年 5 月	精神薄弱者更生相談所が中央児童相談所に併設される。
昭和 42 年 4 月	中央児童相談所、総務課、相談判定課の 2 課制となる。
昭和 48 年 4 月	中央児童相談所、総務課、相談課、判定課の 3 課制となる。
昭和 51 年 11 月	福井市光陽 2 丁目 3 番 36 号 総合福祉センター「若越あかりの園」に中央児童相談所を新築移転
昭和 57 年 4 月	機構改革により、福井県福祉総合相談所「若越あかりの園」として中央児童相談所ほか 6 機関（施設）を統合する。
平成 4 年 4 月	「福井県総合福祉相談所」に名称変更
平成 26 年 4 月	機構改革により、精神保健福祉センターを福井県総合福祉相談所に移転、障害者に関する県の相談機関を一元化し、児童相談課と女性相談課をこども・女性支援課として統合する。
令和 2 年 4 月	児童虐待の対応機能を強化するため、こども・女性支援課は、緊急対応グループ、在宅支援グループ、社会的養育グループ、女性グループの 4 グループ制となる。
令和 5 年 5 月	課の再編により、こども・女性支援課は、緊急対応課、家庭支援課、社会的養育課、女性支援課の 4 課体制となり、判定課は心理判定課、一時保護室は一時保護課となる。
令和 5 年 10 月	一時保護所を福井市木田 3 丁目に新築移転、嶺南振興局敦賀児童相談所と統合する。

4 職員構成

R5. 4. 1 現在

職 種	専 任	兼 務	嘱託・会計年 度任用職員	合 計
所 長	0	1	0	1
次 長	0	2	0	2
児童福祉司（内 SV）	28（7）	1（1）	0	29（8）
児童心理司	9	1	0	10
保健師	1	0	0	1
警察官	1	0	0	1
教 員	1	0	0	1
精神科医	0	0	1	1
相談員 （子ども虐待防止相談員）	0	0	6	6
児童指導員	3	0	0	3
保育士	3	0	0	3
小児科医	0	0	1	1
一時保護所生活指導員	0	0	1	1
一時保護補助員	0	0	5	5
栄養士	0	1	0	1
庶務関係職員	0	2	0	2
その他の職員	0	0	4	4
計	46	8	18	72

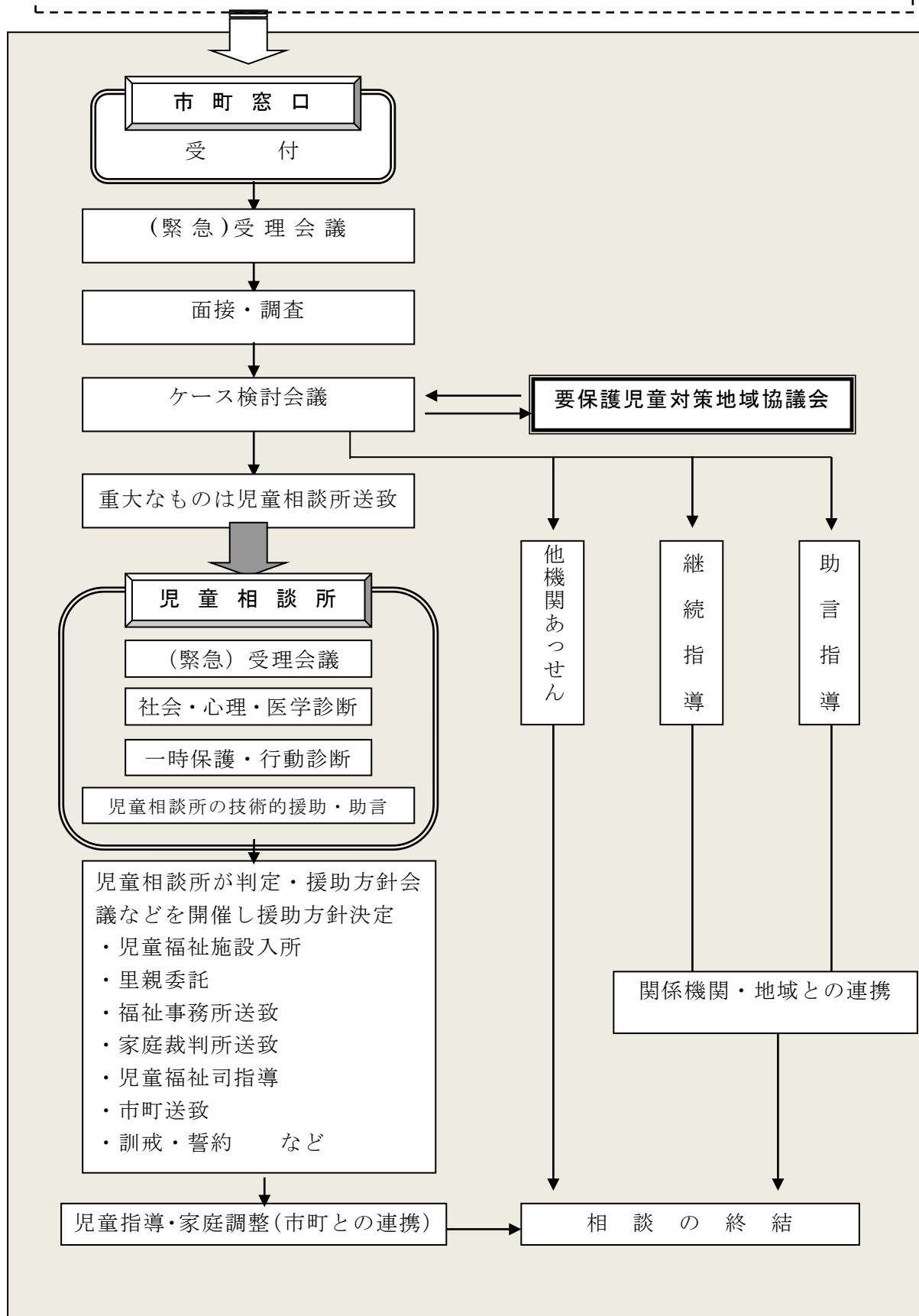
※所長は、障害者相談部門、女性相談部門を兼務

その他の職員（4名）の内訳

- ・ 学習指導協力員 2名
- ・ 被虐待心理対応強化職員 1名
- ・ 児童虐待対応協力員 1名

5 児童相談のながれ

- ・一般住民
- ・健康福祉センター
- ・保育所
- ・児童委員
- ・児童福祉施設
- ・学校・医療機関
- ・警察
- ・その他の関係機関



6 児童相談の種類と内容

養 護 相 談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。殴る、蹴る、叩く、食事を与えない、戸外にしめだす、首を絞める、激しく揺さぶるなど (2) 性的虐待 児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること。子どもへの性交、性的行為、子どもの性器を触る、または子どもに性器を触らせるなどの性的行為、子どもに性器や性交を見せる、子どもをポルノグラフィーの被写体にするなど (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児。重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま外出する、子どもの意思に反して学校等に登校させない、子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）、適切な食事を与えない、同居人等が不適切な関わりを行っているのにそれを放置するなど
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難。迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保 健 相 談	保 健 相 談	低体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談

障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視覚や聴覚に障害のある子どもに関する相談
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害のある子ども、言語発達遅滞のある子ども等に関する相談
	重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障害のある子どもに関する相談
	知 的 障 害 相 談	知的障害のある子どもに関する相談
	発 達 障 害 相 談	自閉スペクトラム症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非 行 相 談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱などのぐ犯行為もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談

7 関係機関との連携

関 係 機 関	主 な 連 携 事 項
健康福祉センター(福祉課) 市福祉事務所 町役場	・相互の協力、通報等 ・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 ・保育の実施を要する子どもの通知 ・児童福祉に関する企画・広報等 ・児童相談所から調査の委嘱、指導措置のための送致、福祉事務所の措置を要する子どもの報告、通知 ・児童福祉に関する相談、指導等
福井市保健所 健康福祉センター 市町保健センター	・1歳6か月児及び3歳児に係る精神発達面における事後指導等 ・保健、衛生上の指導の依頼 ・在宅重症心身障害児(者)等訪問指導、その他児童福祉に関する企画・広報
児童委員・主任児童委員	・児童相談所から調査の委託、指導措置 ・要保護児童の通告、その他の協力
児童家庭支援センター	・指導措置 ・要保護児童の通告
児童福祉施設等、里親	・子どもの措置、措置中の相談援助活動、報告 ・措置の解除、停止、変更、在所期間延長に関する事項 ・退所した子どもの指導に関する事項 ・母子生活支援施設入所措置、児童自立生活援助措置に関する事項
保育所	・保育の実施に関する事項
家庭裁判所	・児童相談所から送致、家事審判の申立て ・家庭裁判所から送致、調査委託、援助・協力依頼
学校・教育機関	・通告、相談、就学支援委員会
警察	・触法少年の送致、触法少年及びぐ犯少年の通告、棄児、虐待を受けた子ども等要保護児童の通告 ・委託一時保護、少年補導、非行防止活動等
医療機関	・医学的治療の依頼、虐待を受けた子どもの通告等
総合福祉相談所 (女性相談部門)	・配偶者からの暴力被害者の子どもの通告等
民間団体	・個別ケースにおける見守り的な支援など
その他の機関：公共職業安定所・障害者職業センター・精神保健福祉センター・ 社会福祉協議会・少年サポートセンター・総合福祉相談所(障がい者支援課) など	

8 児童福祉施設等入所状況および施設一覧

(1) 現在措置している児童福祉施設

令和5年3月31日現在

	県内の児童福祉施設の 入所人員				県外の児童福祉施設の 入所人員		
	現員	総合福祉	敦賀	県外からの 措置児童	現員	総合福祉	敦賀
乳児院	19	12	7	0	0	0	0
児童養護施設	138	96	42	0	2	2	0
児童自立支援 施設	8	7	1	0	1	1	0
児童心理治療 施設					0	0	0
福祉型障害児 入所施設	12	9	2	1	0	0	0
医療型障害児 入所施設	1	1	0	0	0	0	0
指定発達支援 医療機関	2	2	2	0	0	0	0

(措置児童数を計上)

(2) 委託している県内の里親

令和5年3月31日現在

種別	里親登録数	委託児童数		県外からの委託 (児童数)
		総合	敦賀	
里親	161	35	9	1

9 主要事業の概要

総合福祉相談所（児童相談部門）および敦賀児童相談所では、通常の相談、判定、一時保護業務のほかに種々の事業に取り組んでいる。令和3年度の主要事業の概要は以下のとおりである。

（１）児童虐待対応カウンセリング強化事業（総合福祉相談所のみ）

児童虐待への対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んでいるが、子どもの最善の利益を図るためには、家族の再統合を目指した指導や支援も求められている。

児童虐待を行う保護者自身が、虐待を受けた体験などによる心の問題を抱えている場合もある。そのため、児童福祉司、児童心理司などによる助言指導に加え、精神科医師の協力を得て、保護者へのカウンセリングなどを行い、児童虐待の再発防止を図っている。

（２）ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の子どもたちとの野外活動を通じて、集中的な関わりを持ち、より深く子どもを理解し、心理治療の効果を高めることを目的に行う事業である。

小集団での野外活動を経験した子どもたちは、一人ひとりが大切にされた治療構造の中でのびのびと過ごせるようになり、未知のことにチャレンジをして自信を得たり、自分自身の価値に気づいたりする等、自己肯定感の高まりがみられる。

	日時	場所	参加 児童数	S V
総合福祉相談所	R5. 1. 6	・ スポーツプラザ WAVE40	3 人	—
敦賀児童相談所	R4. 10. 28	・ 若狭たかはまエルどらんど	2 人	—

（３）家族療法スーパーバイザー招聘研修

児童相談所は、地域支援の機関としてより高度の専門性を確保し、職員の資質向上を図ることが求められている。また、近年、児童虐待ケースやひとり親家庭、ステップファミリーなどが増加し、家族全体を支援対象としたアプローチがますます重要となっている。このため、所外からスーパーバイザーを招き、家庭相談員などさまざまな関係職員の研修も兼ねて、家族療法や家族支援について学ぶ研修会を開催している。

総合福祉相談所

	講 師	テーマ	参加者
第 1 回 (R4. 06. 20)	名古屋大学大学院 教育発達科学研究科 河野 莊子 教授	・講義「家族間での葛藤が子どもに与える影響」 ・虐待事例 ・性格行動事例	相談所職員 事例関係機関 職員
第 2 回 (R4. 10. 28)	京都大学学生総合支援 機構学生相談部門長 杉原 保史 教授	・講義「心理支援における社会公正とアドボカシー」 ・虐待事例 ・虐待事例	同上
第 3 回 (R5. 2. 13)	福井大学学術研究院 教育・人文社会系部門 廣澤 愛子 教授	・講義「事例の振り返りと総括」 ・虐待事例 ・虐待事例	同上

敦賀児童相談所

	講 師	テーマ	参加者
第 1 回 (R4. 7. 28)	福井大学学術研究院 教育・人文社会系部門 廣澤 愛子 教授	・非行事例 ・虐待・性格行動事例	相談所職員 事例関係機関職員
第 2 回 (R3. 10. 3)	甲子園大学 心理学部 現代応用心理 学科 安村 直己 教授	・家庭内暴力・不登校事例 ・対応が困難な保護者事例	同上
第 3 回 (R5. 2. 27)	仁愛大学 人間学部 心理学科 渡辺 克徳 准教授	・家庭内暴力・不登校事例 ・講義マインドフルネス ・グループワーク	同上

（５）里親を対象とした研修・トレーニング

里親制度とは、何らかの事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育し、子どもの健全な育成を図るものである。

児童福祉法に定義されており、里親の種類は、養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の４種別がある。

「**養育里親**」とは、保護者のない子どもまたは保護者に監護させることが不適當であると認められる子ども（以下、要保護児童という。）を養育する里親として認定を受けた者である。

「**専門里親**」とは、養育里親であって、要保護児童のうち児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、非行のあるもしくは非行に結び付くおそれのある行動をする子ども、障害のある子どものうち特に支援が必要と認めたものを養育する里親として認定を受けた者である。

「**養子縁組里親**」とは、要保護児童を養育することおよび養子縁組によって養親となることを希望するもののうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

「**親族里親**」とは、要保護児童の扶養義務者（民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者）およびその配偶者である親族であり、両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態（虐待や養育拒否により養育が期待できない場合や、精神疾患により養育できない場合も含まれる）となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童を養育する里親として認定を受けた者である。

里親養育支援を行う児童相談所は、令和 3 年度から制度の普及啓発や登録里親への研修・トレーニングを里親養育包括支援（フォスタリング）機関に委託している。

専門機関に委託することで、質の高い里親の養育支援や、夜間休日の制度説明会や研修の開催回数を増加するなど柔軟な取り組みができ、里親委託率の向上につながっている。

また令和 4 年度からはそれらに加え、委託を受けている里親への養育支援、令和 5 年度からは里親と委託予定児童のマッチング業務についても委託しており、より専門性の高い支援を提供できる体制を取っている。

（６）市町職員児童虐待防止研修会

児童福祉法の改正により、平成 17 年 4 月から市町が児童家庭相談の一義的な窓口となり、相談を受けることとなった。また、平成 28 年には児童福祉法の改正がなされ、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策をさらに充実させるため、市町および児童相談所の体制強化が求められている。そこで、これらに携わる職員のより一層の資質向上を図るため、市町担当職員の経験等に応じ、専門講師を招聘して児童虐待相談対応への段階別研修を実施している。

ただし、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市町児童虐待防止研修会は中止となっている。これを踏まえて、令和 3 年度と令和 4 年度はオンラインで研修を開催した。

（７）24 時間・365 日児童相談事業

深刻化する児童虐待問題等に 24 時間・365 日迅速に対応するため、通常業務における児童相談のほか、平成 17 年度より総合福祉相談所に専任の相談員（子ども虐待防止相談員）を配置し、子どもの健全育成や児童虐待防止のための相談や通告を受けている。

（８）法的対応相談事業

児童虐待等のケースについて、福井弁護士会所属弁護士から助言を受け、法的に適正な対応の確保に努めている。また現職の警察官を配置し、警察との連携強化等を進めている。

（ア）研修会

児童福祉施設入所の承認や親権停止など家庭裁判所に申し立てるための法的手続きについて弁護士を講師とした研修会を開催している。

（イ）ケース相談・対応

一時保護や施設入所などの援助方針を決める会議（毎週開催）において、法的な立場から助言を受ける。保護者への対応や児童の面接等について随時相談している。

職権一時保護などの緊急の場合、立ち入り調査時の法的な手続きや保護者への説明について弁護士から助言を受け、また弁護士が実際に立ち会うなどしており、子どもの安全確保を最優先に迅速・適正な対応に努めている。

10 市町等（学校・保育所を含む）との連携および援助

平成 17 年 4 月からの児童福祉法改正に伴い、市町が行う児童家庭相談への後方支援が児童相談所の重要な役割の一つとなっている。このため、家庭、地域に対する相談援助活動の企画及びその実施を市町等の関係機関と連携しつつ、下記の事業などで積極的に援助を行っている。

	関係機関との連携・援助(名称等)
1	市町後方支援事業の実施（市町児童家庭相談担当者への助言・指導等）
2	要保護児童対策地域協議会への出席
3	虐待等要保護児童・処遇困難事例検討会への出席
4	民生児童委員研修会等の講師として出席
5	生徒指導主事連絡会への出席
6	就学支援委員会・判定会への出席

11 その他の連携

虐待等で処遇困難な事例については、前述の市町関係機関との連携のほか、警察、県健康福祉センター等の協力を得て問題解決を図っている。また、警察との連絡会議の実施や県健康福祉センターが主催する虐待防止研修会や育児不安サポート事業への協力も行っている。

Ⅱ 令和4年度の相談概要(業務統計)

1 児童相談受付状況

(1) 過去5年間の児童相談受付件数の推移

年度	H30	R1	R2	R3	R4
総合福祉	1,806	2,029	2,116	2,214	2,020
敦賀児相	763	755	699	721	648
計	2,569	2,784	2,815	2,935	2,668

(2) 過去5年間の相談種別受付状況 (福井県全体)

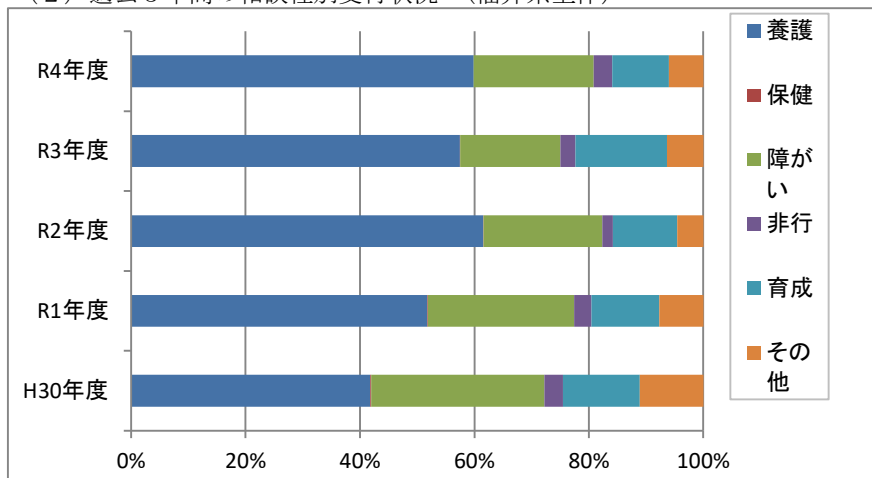


図1 相談種別受付状況

* 相談種別でみると、割合が最も高いのは養護相談(虐待を含む)で、全体の約60%を占めた。次に高いのは、障がい相談で全体の約21%を占めた。

(3) 通告経路別受付件数

通告別 相談所別	都道府県・指定都市・中核市				市町村				児童福祉施設・ 指定医療機関			児童 センター 家庭支援	認定こども園
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関		
総合福祉	60	0	0	4	204	0	3	440	2	222	0	1	4
	3.0%	0.0%	0.0%	0.2%	10.1%	0.0%	0.1%	21.8%	0.1%	11.0%	0.0%	0.0%	0.2%
敦賀児相	21	0	0	0	134	0	0	64	2	83	7	1	0
	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	20.7%	0.0%	0.0%	9.9%	0.3%	12.8%	1.1%	0.2%	0.0%
計	81	0	0	4	338	0	3	504	4	305	7	2	4
	3.0%	0.0%	0.0%	0.1%	12.7%	0.0%	0.1%	18.9%	0.1%	11.4%	0.3%	0.1%	0.1%

通告別 相談所別	警察署	家庭裁判所	保健所・医療機関		学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
			保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
総合福祉	471	2	0	52	1	86	4	50	0	294	78	13	29	2,020
	23.3%	0.1%	0.0%	2.6%	0.0%	4.3%	0.2%	2.5%	0.0%	14.6%	3.9%	0.6%	1.4%	
敦賀児相	126	0	0	4	1	44	0	13	0	113	29	6	0	648
	19.4%	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%	6.8%	0.0%	2.0%	0.0%	17.4%	4.5%	0.9%	0.0%	
計	597	2	0	56	2	130	4	63	0	407	107	19	29	2,668
	22.4%	0.1%	0.0%	2.1%	0.1%	4.9%	0.1%	2.4%	0.0%	15.3%	4.0%	0.7%	1.1%	

(4) 年齢別受付件数

区分 相談種別		養護相談			保健相談	障がい相談							非行相談			育成相談					その他	総計
		虐待	その他	計		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	計	ぐ犯行為等	触法行為等	計	不登校	性格行動	適性	しつけ	計		
計	総合福祉	667	511	1,178	0	13	0	0	1	441	8	463	30	18	48	24	124	20	10	178	153	2,020
	敦賀児相	188	231	419	0	0	0	0	6	89	2	97	34	4	38	10	54	12	11	87	7	648
0歳	総合福祉	48	32	80	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	3	8	93
	敦賀児相	14	19	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33
1歳	総合福祉	34	22	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	59
	敦賀児相	12	17	29	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	32
2歳	総合福祉	34	23	57	0	4	0	0	0	4	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	10	75
	敦賀児相	6	7	13	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	16
3歳	総合福祉	61	22	83	0	0	0	0	0	22	1	23	0	0	0	0	1	0	1	2	9	117
	敦賀児相	15	10	25	0	0	0	0	2	4	0	6	0	0	0	0	1	0	2	3	0	34
4歳	総合福祉	38	16	54	0	1	0	0	0	20	0	21	0	0	0	0	0	0	0	1	10	86
	敦賀児相	14	6	20	0	0	0	0	1	5	0	6	0	0	0	0	0	0	1	1	1	28
5歳	総合福祉	48	18	66	0	1	0	0	0	30	1	32	0	0	0	0	1	0	1	2	9	109
	敦賀児相	17	8	25	0	0	0	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0	0	1	1	1	36
6歳	総合福祉	37	25	62	0	0	0	0	0	34	0	34	0	0	0	1	2	0	1	4	7	107
	敦賀児相	4	19	23	0	0	0	0	0	3	1	4	0	0	0	1	2	0	2	5	0	32
7歳	総合福祉	34	14	48	0	0	0	0	0	24	1	25	0	0	0	1	6	0	1	8	13	94
	敦賀児相	12	10	22	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	1	0	0	0	1	2	28
8歳	総合福祉	46	30	76	0	0	0	0	0	9	0	9	1	1	2	0	7	0	1	8	16	111
	敦賀児相	13	13	26	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	28

(4) 年齢別受付件数

区分	相談種別	養護相談			保健相談	障がい相談							非行相談			育成相談					その他	総計
		虐待	その他	計		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	計	ぐ犯行為等	触法行為等	計	不登校	性格行動	適性	しつけ	計		
9歳	総合福祉	38	23	61	0	4	0	0	0	39	3	46	0	1	1	3	8	0	0	11	10	129
	敦賀児相	10	15	25	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	31
10歳	総合福祉	38	26	64	0	0	0	0	0	32	0	32	0	3	3	3	10	0	1	14	6	119
	敦賀児相	10	17	27	0	0	0	0	0	8	0	8	1	1	2	0	4	0	0	4	1	42
11歳	総合福祉	46	27	73	0	0	0	0	0	17	0	17	2	3	5	2	8	0	0	10	7	112
	敦賀児相	10	4	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	3	0	0	3	1	20
12歳	総合福祉	34	24	58	0	0	0	0	0	31	1	32	2	1	3	2	15	0	0	17	6	116
	敦賀児相	10	6	16	0	0	0	0	1	8	1	10	2	1	3	3	1	0	0	4	0	33
13歳	総合福祉	37	25	62	0	0	0	0	0	29	0	29	1	8	9	3	11	0	0	14	8	122
	敦賀児相	9	10	19	0	0	0	0	1	8	0	9	8	0	8	1	12	0	0	13	0	49
14歳	総合福祉	20	30	50	0	0	0	0	0	43	1	44	3	1	4	3	19	0	0	22	10	130
	敦賀児相	11	14	25	0	0	0	0	0	12	0	12	13	0	13	1	13	2	0	16	0	66
15歳	総合福祉	28	31	59	0	1	0	0	1	36	0	38	10	0	10	5	17	1	0	23	7	137
	敦賀児相	8	13	21	0	0	0	0	0	8	0	8	6	0	6	1	6	1	0	8	0	43
16歳	総合福祉	18	35	53	0	0	0	0	0	36	0	36	8	0	8	1	11	2	0	14	4	115
	敦賀児相	9	12	21	0	0	0	0	0	5	0	5	4	0	4	1	6	3	0	10	0	40
17歳	総合福祉	27	50	77	0	0	0	0	0	35	0	35	3	0	3	0	8	17	0	25	7	147
	敦賀児相	4	24	28	0	0	0	0	0	9	0	9	0	0	0	1	4	6	0	11	0	48
18歳以上	総合福祉	1	38	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	42
	敦賀児相	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	9

(5) 市町別相談種別受付件数

相談種別 市町別	養護							保健	心身障害						非行		育成				その他	市町別計
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	家庭環境	その他	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	不登校	性格行動	適性	しつけ		
福井市	0	0	0	0	336	6	210	0	6	0	0	1	193	5	11	12	20	63	10	3	60	936
敦賀市	1	0	0	1	127	145	9	0	0	0	0	4	61	2	30	4	4	34	7	9	7	445
小浜市	0	0	1	0	16	30	0	0	0	0	0	1	12	0	0	0	2	3	3	0	1	69
大野市	0	0	0	0	25	1	37	0	0	0	0	0	15	0	1	0	0	7	1	0	3	90
勝山市	0	0	0	0	26	0	15	0	0	0	0	0	10	0	2	0	0	3	0	0	5	61
鯖江市	0	0	0	0	75	1	61	0	3	0	0	0	39	2	3	0	1	14	2	4	6	211
あわら市	0	0	0	0	23	0	23	0	2	0	0	0	20	0	1	1	0	4	0	0	7	81
越前市	0	0	0	0	47	6	84	0	0	0	0	0	65	0	1	2	1	10	2	1	14	233
坂井市	0	0	0	0	92	0	42	0	0	0	0	0	65	0	5	1	0	16	5	0	15	241
永平寺町	0	0	0	0	13	0	3	0	1	0	0	0	15	0	0	0	0	5	0	1	4	42
池田町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南越前町	0	0	0	0	7	0	4	0	0	0	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0	2	22
越前町	0	0	0	0	22	0	17	0	1	0	0	0	10	0	0	2	0	3	0	0	1	56
美浜町	0	0	0	3	4	8	0	0	0	0	0	1	2	0	2	0	1	0	0	0	0	21
高浜町	0	0	0	3	18	6	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	3	3	1	1	1	42
おおい町	0	0	0	0	10	3	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	5	0	1	0	24
若狭町	0	0	0	0	5	10	1	0	0	0	0	0	4	0	1	0	0	6	1	0	0	28
県外	0	0	0	0	5	0	9	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	1	0	0	27	48
不詳	0	0	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	7	16
計	1	0	1	7	855	216	517	0	13	0	0	7	530	10	64	22	34	178	32	21	160	2,668
相談種別計	養護相談 計1,597							保健相談計 0	心身障害相談 計560						非行相談計86	育成相談 計265				その他計 160		

2 児童相談対応状況

(1) 相談種別対応状況

対応別		相談種別	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	不登校	性格行動	適性	しつけ	その他	計	
		相談所別																	
訓戒・誓約		総合福祉	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38
		敦賀児相	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
児童福祉司指導		総合福祉	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	8
		敦賀児相	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
福祉事務所へ送致または指導		総合福祉	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
		敦賀児相	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童家庭支援センター指導		総合福祉	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
		敦賀児相	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
里親委託		総合福祉	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	13
		敦賀児相	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
児童福祉施設	入所	総合福祉	21	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	26
		敦賀児相	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	通所	総合福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		敦賀児相	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定医療機関委託		総合福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		敦賀児相	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
家庭裁判所送致		総合福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		敦賀児相	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
面接指導	助言指導	総合福祉	751	0	7	0	0	0	433	6	23	8	19	69	3	9	123	1451	
		敦賀児相	221	0	0	0	0	0	90	2	9	2	3	28	5	11	3	374	
	継続指導	総合福祉	417	0	3	0	0	1	1	1	8	11	3	44	0	0	2	491	
		敦賀児相	196	0	0	0	0	6	1	0	24	2	7	26	0	0	0	262	
	他機関あつせん	総合福祉	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	13	
		敦賀児相	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	
その他		総合福祉	2	0	11	0	0	1	1	0	1	0	0	2	18	0	13	49	
		敦賀児相	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7	0	4	15	
計		総合福祉	1,266	0	21	0	0	2	435	7	33	19	22	124	21	9	142	2,769	
		敦賀児相	433	0	1	0	0	8	91	2	34	4	10	55	12	11	7	668	
未対応		総合福祉	64	0	0	0	0	0	35	2	1	3	3	15	0	3	17	143	
		敦賀児相	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(面接指導には、助言指導と継続指導、他機関あつせんがある。助言指導とは、1～3回程度の助言、指導等を行うことによる指導対応を行うことに決定したものである。継続指導とは、心理療法やカウンセリング、面接による指導を少なくとも数回以上にわたって継続実施することに決定したものの数を計上している。)

(2) 養護相談の理由別対応状況

対応別	理由別	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	家庭環境	その他	計
	相談所別								
児童福祉施設入所	総合福祉	0	0	0	1	7	12	1	21
	敦賀児相	0	0	0	0	2	6	0	8
	計	0	0	0	1	9	18	1	29
里親委託	総合福祉	0	0	0	0	3	9	0	12
	敦賀児相	0	0	0	0	0	2	0	2
	計	0	0	0	0	3	11	0	14
面接指導	総合福祉	4	2	1	45	670	423	30	1,175
	敦賀児相	0	0	1	7	189	215	6	418
	計	4	2	2	52	859	638	36	1593
その他	総合福祉	0	0	0	1	49	8	0	58
	敦賀児相	1	0	0	0	2	2	0	5
	計	1	0	0	1	51	10	0	63
計	総合福祉	4	2	1	47	729	452	31	1,266
	敦賀児相	1	0	1	7	193	225	6	433
	計	5	2	2	54	922	677	37	1699

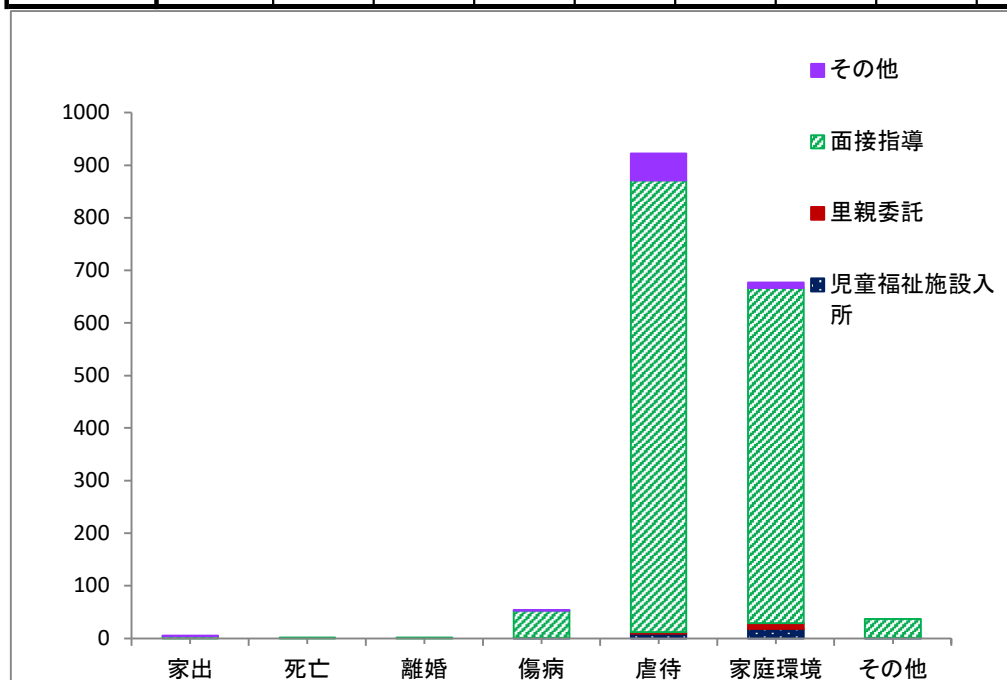


図2 養護相談の理由別対応状況

* 養護相談の理由別では、虐待が54.3%、家庭環境が39.8%と多く、合わせて約9割を占めた。

* 面接指導による支援を続けた件数が9割を超えた。

児童養護施設などに入所、里親委託された子どもは2.5%であった。

3 里親の状況

(1) 年度末委託児童数

(R5. 3末)

年齢別 相談所別	委託児童数						登録里親数
	0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	計	
総合福祉	2	5	17	6	5	35	130
敦賀児相	0	2	4	0	3	9	31
計	2	7	21	6	8	44	161

(2) 里親委託・解除・変更状況

理由別 相談所別	新規または措置変更により委託された児童数				措置を解除または変更された児童数											
					解除								変更			
	児童福祉施設から委託	家庭から委託	その他	計	保護の必要がなくなり帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他	計
総合福祉	1	12	0	13	2	2	1	0	0	1	5	11	1	0	0	1
敦賀児相	1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1
計	2	13	1	16	2	2	1	0	0	1	6	12	1	1	0	2

4 診断・判定の状況

(1) 調査・判定・心理治療の状況

対象	区分 相談所別	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法 カウンセリング等			
			診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	総合福祉	1,333	84	3	7	403	150	66	57	1,452	4	0	572	526	1
	敦賀児相	417	26	8	6	124	57	28	7	459	0	0	437	1	0
保護者	総合福祉	11,127	4	0	0	0	0	6	1	656	0	0	121	1,848	14
	敦賀児相	2,422	9	0	0	1	0	0	0	214	0	0	4	0	0
その他	総合福祉	21,790	0	0	0	0	0	0	0	407	0	0	29	1,471	2
	敦賀児相	4,816	4	0	0	0	0	0	0	425	0	0	3	0	0
計	総合福祉	34,250	88	3	7	403	150	72	58	2,515	4	0	722	3,845	17
	敦賀児相	7,655	39	8	6	125	57	28	7	1,098	0	0	444	1	0

(2) 療育手帳判定状況（児童のみ）

区分 相談所別	新規判定		更新判定		計	
	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当
総合福祉相談所	133	11	249	7	18	18
敦賀児童相談所	34	1	54	0	88	1
計	167	12	303	7	106	19

5 一時保護の状況(委託一時保護含む)

(1) 保護人員の受付状況 (うち委託数)

区分 相談所別	前年度からの 継続保護人員	今年度 保護人員
総合福祉	4(0)	208(100)
敦賀児相	4(0)	44(11)
福井県	8(0)	252(111)

(2) 保護児童の年齢階層別状況

区分		0～5歳		6～11歳		12～14歳		15歳以上		計	
相談別	相談所別										
養護	総合福祉	71	79	57	69	17	22	23	30	168	200
	敦賀児相	8		12		5		7		32	
障害	総合福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	敦賀児相	0		0		0		0		0	
非行	総合福祉	0	0	0	0	2	6	7	11	9	17
	敦賀児相	0		0		4		4		8	
育成 その他	総合福祉	0	0	3	4	15	16	13	15	31	35
	敦賀児相	0		1		1		2		4	
計	総合福祉	71	79	60	73	34	44	43	56	208	252
	敦賀児相	8		13		10		13		44	

(3) 保護児童の対応状況

相談別	相談所別	前年度からの 継続保護人員	児童福祉施設入所	里親委託	他機関移送	帰宅	その他	計	保護延日数	一人当たりの保護日数	一日当たりの保護人数	次年度への継続保護人員
養護	総合福祉	3	13	4	1	93	45	156	2,982	19.1	8.2	15
	敦賀児相	2	7	0	3	21	3	34	693	20.4	1.9	0
障害	総合福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0
	敦賀児相	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0
非行	総合福祉	0	1	0	2	3	2	8	111	13.9	0.3	1
	敦賀児相	0	0	0	4	3	0	7	63	9.0	0.2	1
育成 その他	総合福祉	1	4	0	1	18	6	29	449	15.5	1.2	3
	敦賀児相	2	0	1	1	3	1	6	43	7.2	0.1	0
計	総合福祉	4	18	4	4	114	53	193	3,542	18.4	9.7	19
	敦賀児相	4	7	1	8	27	4	47	799	17.0	2.2	1

6 虐待相談受付状況

(1) 虐待相談受付件数の推移

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
総合福祉	506	721	862	763	667
敦賀児相	146	156	199	181	188
計	652	877	1061	944	855

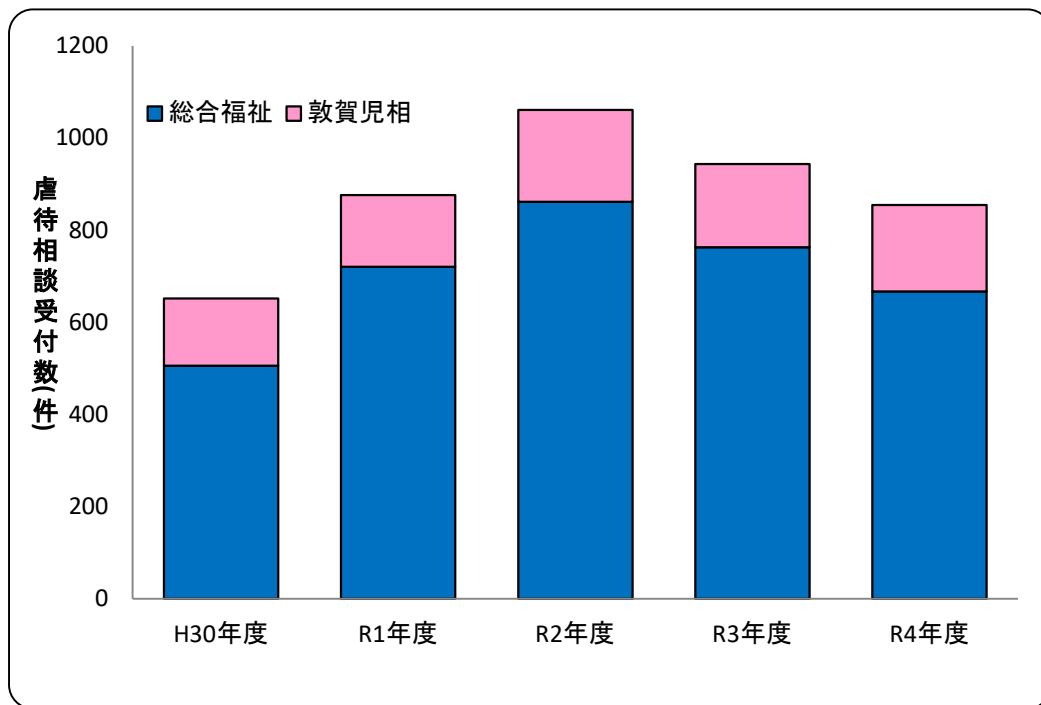


図3 虐待相談受付件数の推移

* 令和3年度と比較すると89件減少した。

(2) 経路別受付件数

*割合については、端数処理の関係上合計が100%にならないことがあります。

相談所別	都道府県・指定都市・中核市				市町村				児童福祉施設・指定医療機関			児童センター 家庭支援	認定こども園	警察等
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関			
総合福祉	13 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	65 9.7%	0 0.0%	2 0.3%	1 0.1%	2 0.3%	2 0.3%	0 0.0%	1 0.1%	4 0.6%	393 58.9%
敦賀児相	6 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 4.8%	0 0.0%	0 0.0%	27 14.4%	2 1.1%	3 1.6%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	80 42.6%
計	19 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	74 8.7%	0 0.0%	2 0.2%	28 3.3%	4 0.5%	5 0.6%	1 0.1%	1 0.1%	4 0.5%	473 55.3%

相談所別	家庭裁判所	保健所 および 医療機関		学校等			里親	児童委員	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
		保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等								
総合福祉	1 0.1%	0 0.0%	15 2.2%	1 0.1%	52 7.8%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	43 6.4%	9 1.3%	54 8.1%	4 0.6%	4 0.6%	667
敦賀児相	0 0.0%	0 0.0%	2 1.1%	0 0.0%	22 11.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 6.4%	0 0.0%	19 10.1%	5 2.7%	0 0.0%	188
計	1 0.1%	0 0.0%	17 2.0%	1 0.1%	74 8.7%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	55 6.4%	9 1.1%	73 8.5%	9 1.1%	4 0.5%	855

*虐待相談の受付経路としては、警察が最も多く次に福祉事務所と学校で、両方で7割を超えた。次いで近隣・知人となった。

(3) 主な虐待者

	総数	父				母				その他	
		実父		実父以外		実母		実母以外			
総合福祉	667	290	43.5%	46	6.9%	311	46.6%	0	0.0%	20	3%
敦賀児相	188	65	34.6%	13	6.9%	93	49.5%	5	2.7%	12	6.4%
計	855	355	41.5%	59	6.9%	404	47.3%	5	0.6%	32	3.7%

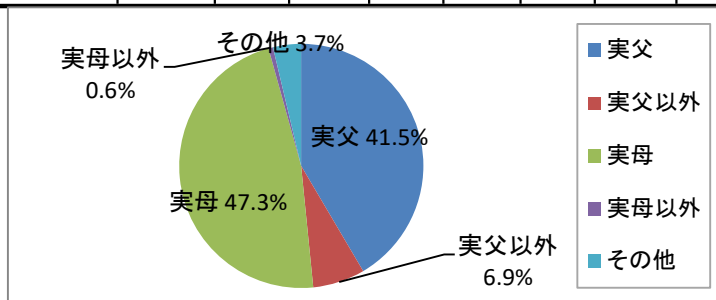


図4 主な虐待者の割合 (福井県全体)

*虐待者は実母、実父の順が多かった。
近年、DV目撃(面前DV)による虐待が増加しており、虐待者としてDV加害者の父親の割合が増えた。
実母が多い背景には、子どもと関わる時間が長く、ストレスがかかりやすいことやひとり親家庭で子育てにゆとりがない場合があることなどが考えられる。

(4) 被虐待児の年齢・虐待種別

	福井県全体	身体的虐待		保護の怠慢・拒否		性的虐待		心理的虐待	
		総合福祉	敦賀児相	総合福祉	敦賀児相	総合福祉	敦賀児相	総合福祉	敦賀児相
0～3歳未満	147	19	8	8	2	0	0	89	21
3歳～就学前	205	34	6	18	8	1	0	104	34
小学生	304	82	13	20	13	3	0	136	37
中学生	124	31	11	4	2	3	3	57	13
高校生 その他	75	15	7	4	2	1	0	38	8
計	855	226		81		11		537	

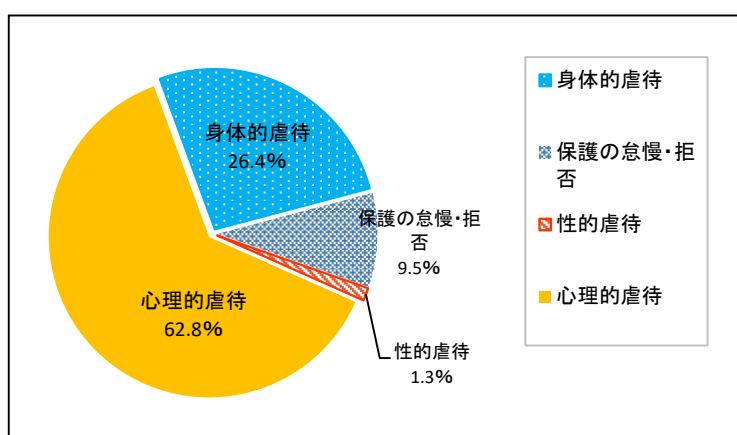


図5 虐待種別の割合 (福井県全体)

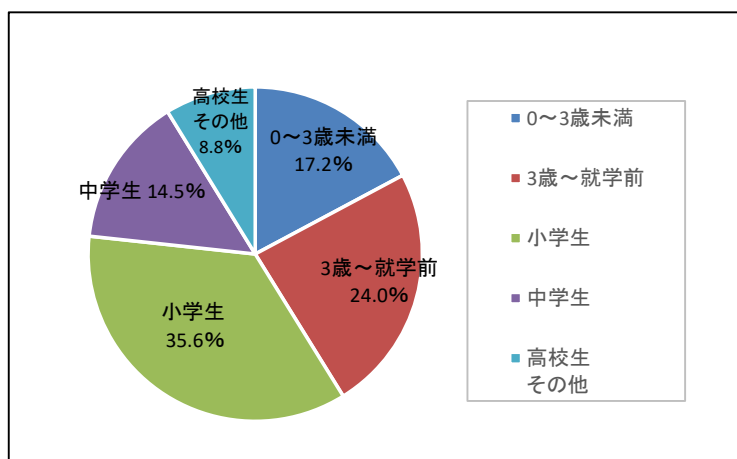


図6 年齢構成割合 (福井県全体)

* 虐待種別では心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待が多かった。心理的・身体的を合わせると全体の89%を占めた。

* 被虐待児童は、小学生の児童が35.6%で最も多く、0歳～小学生が全体の77%を占めている。

7 虐待相談の対応状況

(1) 相談対応件数の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総合福祉	158	183	299	289	443	475	484	713	911	833	729
敦賀児相	52	50	47	64	67	78	154	171	202	185	193
計	210	233	346	353	510	553	638	884	1,113	1,018	922

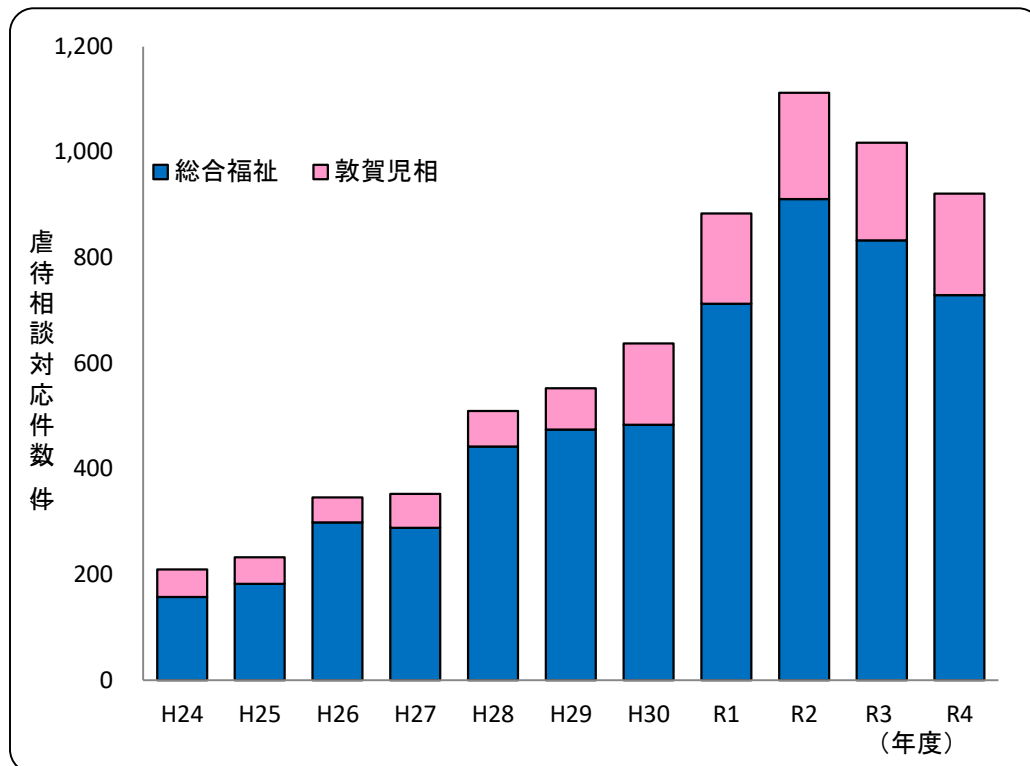


図7 虐待相談対応件数の推移

* 対応件数は、令和4年度以前の未終結分も含め、令和4年度中に対応した件数を計上している。

ここ10年で、児童虐待の対応件数は約6倍増加しているが、昨年度と比較すると96件減少した。

(2) 虐待種別・対応別内訳

	福井県		面接指導						施設入所		里親委託		その他	
			助言指導		継続指導		他機関あつせん							
	総合福祉	敦賀児相	総合福祉	敦賀児相	総合福祉	敦賀児相	総合福祉	敦賀児相	総合福祉	敦賀児相	総合福祉	敦賀児相	総合福祉	敦賀児相
身体的虐待	225	47	141	30	43	15	3	1	3	1	0	0	35	0
保護の怠慢・拒否	64	28	43	21	13	6	0	0	3	1	1	0	4	0
性的虐待	11	4	4	2	4	1	0	0	0	0	0	0	3	1
心理的虐待	429	114	396	86	21	27	2	0	1	1	2	0	7	0
計	922		723		130		6		10		3		50	

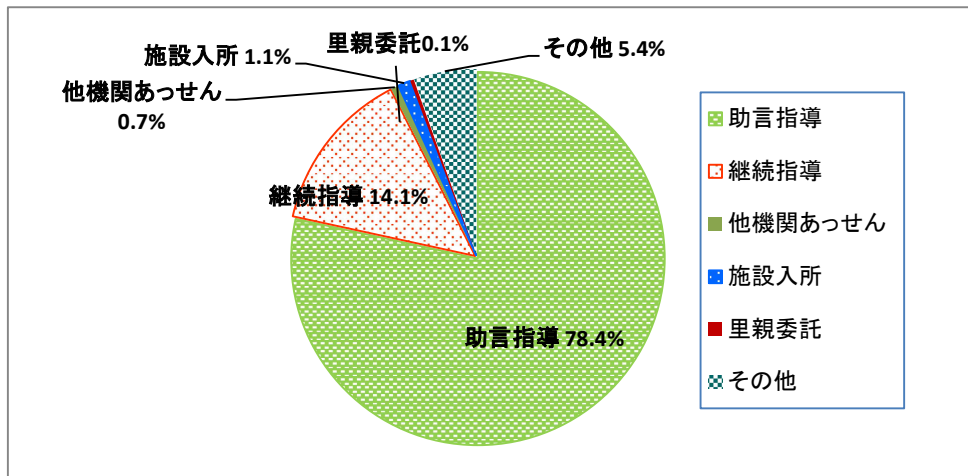


図8 対応別内訳 (福井県全体)

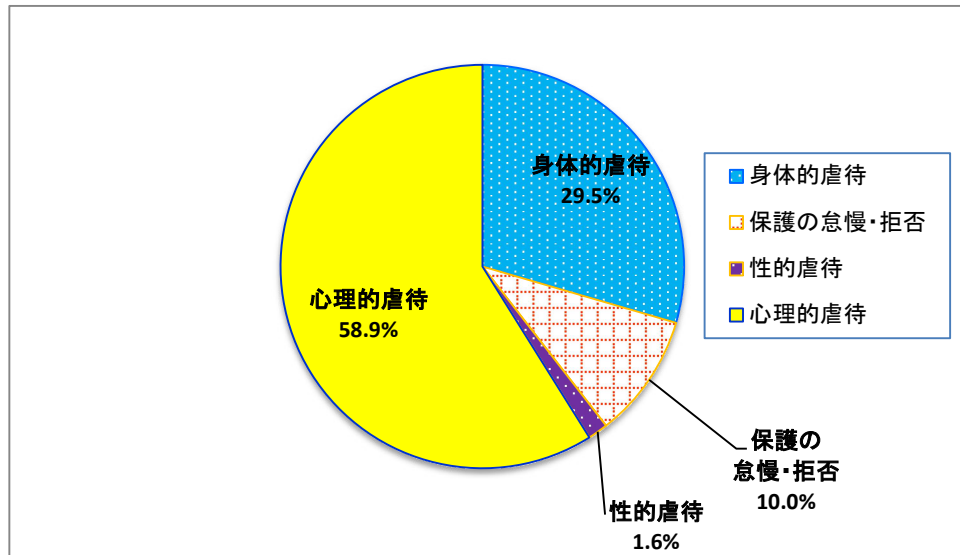


図9 虐待種内訳 (福井県全体)

- * 虐待の対応内訳では、面接指導が93.2%を占めた。
- * 児童の安全を図る必要がある場合に、面接だけの指導で終わらず、保護者と分離して児童養護施設等へ入所措置したケースが10件あった。
(なお、1件の受付ケースに対して複数の対応をすることもあるため、対応別内訳については他表の受付件数とは異なる場合がある。)

(3) 経路別対応件数

通告別 相談所別	都道府県・ 指定都市・中核市				市町村				児童福祉施設・ 指定医療機関			児童 センタ ー 家庭 支援	認定 こども 園	警察署
	児童 相談 所	福祉 事務 所	保健 セン ター	その他	福祉 事務 所	児童 委員	保健 セン ター	その他	保育 所	児童 福祉 施設	指定 医療 機関			
総合福祉	17 2.3%	3 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	79 10.8%	0 0.0%	2 0.3%	2 0.3%	2 0.3%	2 0.3%	0 0.0%	1 0.1%	4 0.5%	409 56.1%
敦賀児相	7 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 11.4%	0 0.0%	0 0.0%	27 3.8%	2 0.0%	3 1.1%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	80 54.1%
計	24 2.6%	3 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	89 9.7%	0 0.0%	2 0.2%	29 3.1%	4 0.4%	5 0.5%	1 0.1%	1 0.1%	4 0.4%	489 53.0%

通告別 相談所別	家庭 裁判 所	保健所および医療機関		学校等			里 親	児 童 委 員	家 族	親 戚	近 隣・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
		保健 所	医療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等								
総合福祉	1 0.1%	0 0.0%	17 2.3%	1 0.1%	60 8.2%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	51 7.0%	10 1.4%	59 8.1%	4 0.5%	4 0.5%	729
敦賀児相	0 0.0%	0 0.0%	3 1.6%	0 0.0%	23 10.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 8.1%	0 0.0%	19 3.2%	6 0.5%	0 1.6%	193
計	1 0.1%	0 0.0%	20 2.2%	1 0.1%	83 9.0%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	63 6.8%	10 1.1%	78 8.5%	10 1.1%	4 0.4%	922

(4) 主な虐待者

	総数	父				母				その他	
		実父		実父以外		実母		実母以外			
総合福祉	729	306	42.0%	60	8.2%	343	47.1%	0	0.0%	20	2.7%
敦賀児相	193	66	34.2%	14	7.3%	96	49.7%	5	2.6%	12	6.2%
計	922	372	40.3%	74	8.0%	439	47.6%	5	0.5%	32	3.5%

(5) 被虐待児の年齢構成

	総数	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生	その他
総合福祉	729	122	16.7%	198	27.2%	265	36.4%
敦賀児相	193	34	15.7%	48	21.6%	64	31.9%
計	922	156	16.9%	246	26.7%	329	35.7%

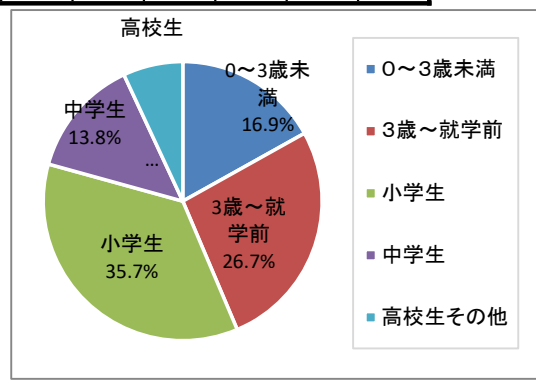
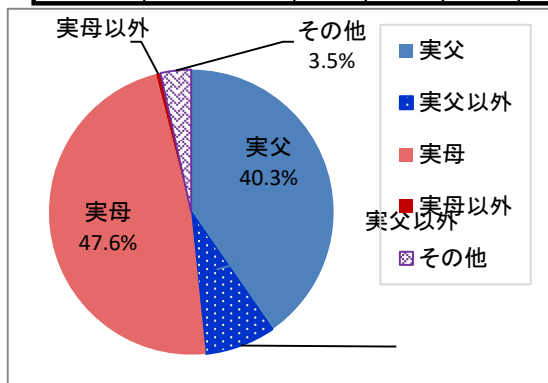


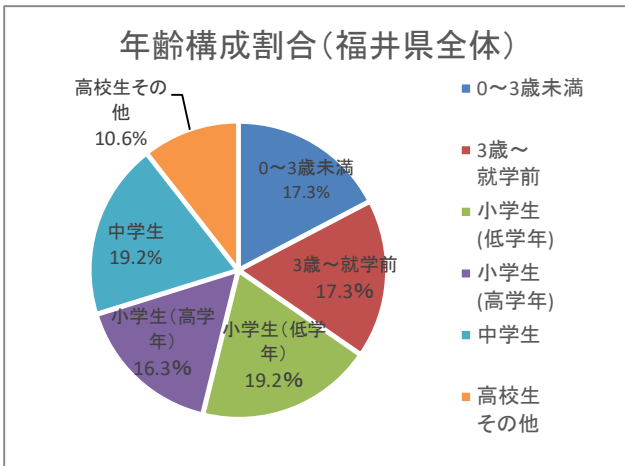
図10 主な虐待者内訳の割合 (福井県全体)

図11 年齢構成別内訳の割合 (福井県全体)

8 虐待相談の一時保護状況

(1) 年齢別被虐待児一時保護人員

	前年度からの継続保護	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生(低学年)	小学生(高学年)	中学生	高校生その他	計
総合福祉	2	17	12	19	15	16	6	85
敦賀児相	1	1	6	1	2	4	5	19
福井県	3	18	18	20	17	20	11	104

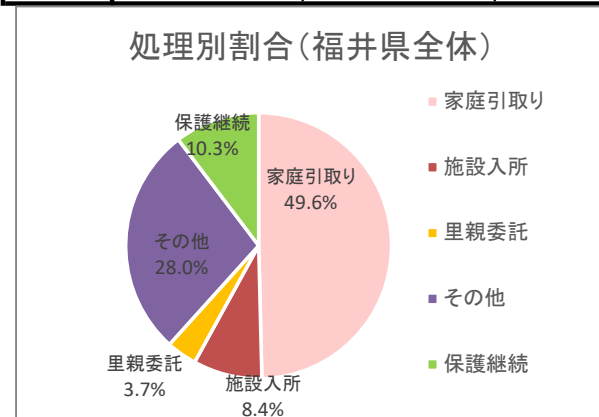


* 一時保護された被虐待児の年齢構成に関しては、乳幼児から高校生まで幅広い範囲に及んでいる。

* 前年度と比較すると、未就学児が8%増加している一方で、小学生が3.2%減少している。

(2) 虐待種別・対応別一時保護状況

虐待種別	対応（年度中）								次年度への 継続保護		計	一人当 たりの 保護 日数
	家庭引取り		施設入所		里親委託		その他					
	総合 福祉	敦賀 児相	総合 福祉	敦賀 児相	総合 福祉	敦賀 児相	総合 福祉	敦賀 児相	総合 福祉	敦賀 児相		
身体的虐待	26	5	2	0	0	0	9	0	2	0	44	17.4
保護の 怠慢・拒否	4	1	3	1	1	0	6	1	6	0	23	7.2
性的虐待	3	3	0	0	0	0	0	2	0	0	8	30.6
心理的虐待	8	3	1	2	3	0	10	2	3	0	32	11.0
福井県	53		9		4		30		11		107	14.3



* 家庭引取りに関しては、前年度66.5%であったが、今年度は49.6%と16.9ポイント減少している。

* 前年度と比較すると、施設入所が7.1%増加している。

女性支援課
(女 性 相 談 部 門)

I 女性支援課の概要

1 概 要

婦人相談所は、県における婦人保護事業実施の中核機関として、婦人保護事業の対象となる女性の支援を円滑に推進するため、福祉事務所、女性相談員、婦人保護施設その他の関係機関と常時密接な連携を保ち、相談・指導・援助・一時保護等を行っている。

2 沿 革

昭和 32 年 7 月 1 日	福井県庁厚生課内に職員 2 名を配置し、婦人相談所業務を開始
昭和 33 年 3 月 5 日	婦人保護施設若草寮を坂井郡金津町県立雲雀ヶ丘寮内に開設
昭和 33 年 3 月 17 日	福井市月見町福井赤十字病院構内に婦人相談所を新築移転
昭和 35 年 11 月 1 日	若草寮を婦人相談所に併設
昭和 40 年 8 月 1 日	同地で庁舎移転一部改造
昭和 51 年 11 月 1 日	福井市光陽 2 丁目 3 番 36 号 総合福祉センター「若越あかりの園」に婦人相談所・若草寮を新築移転
昭和 57 年 4 月 1 日	機構改革により、福井県福祉総合相談所若越あかりの園において、婦人更生課として婦人相談所・若草寮の業務を行う。
平成 4 年 4 月 1 日	福井県総合福祉相談所に名称変更。婦人相談所・若草寮の業務を行う。
平成 12 年 4 月 1 日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、婦人相談所の名称が総合福祉相談所に統一され、課名が女性相談課となる。福祉事務所に駐在している婦人相談員は、各健康福祉センターに配置され、女性相談員となる。
平成 14 年 4 月 1 日	配偶者暴力防止法第 3 条に規定される「配偶者暴力被害者支援センター」の一時保護の機能を果たす。
平成 18 年 4 月 1 日	「配偶者暴力被害者支援センター」の機能を果たす機関として位置付けられる。
平成 19 年 4 月 1 日	「福井県配偶者からの暴力被害者の一時保護委託事業」を開始
平成 26 年 4 月 1 日	機構改革により、精神保健福祉センターを福井県総合福祉相談所に移転、障害者に関する県の相談機関を一元化し、児童相談課と女性相談課を、こども・女性支援課として統合する。
令和 5 年 5 月 22 日	課の再編により、こども・女性支援課は、緊急対応課、家庭支援課、社会的養育課、女性支援課の 4 課体制となる

3 職員構成

R5.4.1 現在(人)

	常勤							非常勤			計
	所長	次長	指導員	心理判定員	事務員	栄養士	看護師	医師	夜間相談員	女性相談員	
女性支援課	(1)	(2)	3	(1)	(2)	(1)	(1)	1	5	1	10 (9)
若草寮	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(5)		(17)

() は兼務

4 業務のあらまし

(1) 婦人保護事業の対象となる女性（要保護女子等）

- ①売春経歴を有する者および現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ②配偶者（事実婚を含む）からの暴力を受けた者
- ③家庭関係の破綻・生活の困窮等現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ④交際相手からの暴力を受けた者
- ⑤人身取引被害者
- ⑥ストーカー被害者

(2) 相談、調査および判定

婦人保護事業の対象となる女性（要保護女子等）の早期発見のため、日常生活を営む上で何らかの問題を有する女性について広く相談に応じるほか、女性相談員等と連携を取りながら種々の相談に応じている。また、家庭環境および家庭調整のために必要な調査や心理学的および医学的判定（職業判定を除く）を実施している。

(3) 指導・援助

相談、調査、判定の結果に基づき、婦人保護事業の対象となる女性の状況に応じた効果的な指導（売春の恐れのある女性に対しては転落の未然防止と保護更生、暴力被害女性に対しては必要な保護を図ること）等を行うとともに、社会福祉関係制度や他施策を活用しながら自立に向けて指導・援助している。

(4) 一時保護

緊急に保護が必要と認められる女性や配偶者等からの暴力等で保護が必要な女性を、本人の意志に基づき一時保護（2週間程度）し、社会復帰等に向けての支援・指導を行っている。

(5) 婦人保護施設（若草寮）への入所措置

一時保護入所者のうち長期の指導・援助が必要と認められる者について婦人保護施設へ措置し、社会適応能力の助長を図るとともに自立更生への指導を行っている。

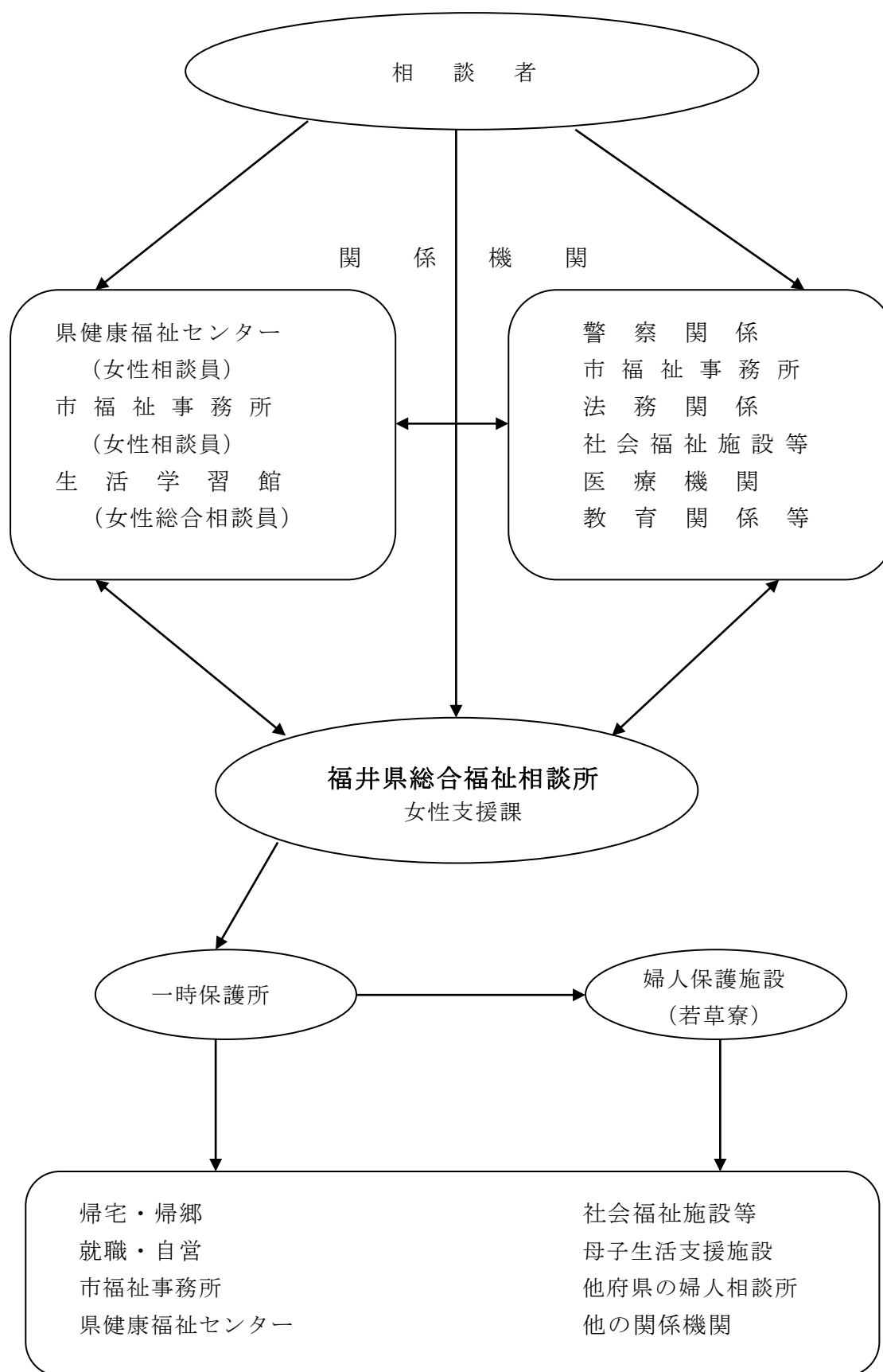
(6) 啓発活動

民生児童委員や学生等地域住民に対し、婦人保護事業の対象となる女性について正しい理解と密接な協力が得られるよう、女性相談の婦人保護事業とその活動状況に関する啓発に努めている。

(7) 「配偶者暴力被害者支援センター」としての業務

配偶者等からの暴力の相談では、上記（2）～（5）の他、保護命令制度等についての情報提供を行っている

5 女性支援課のフローチャート



Ⅱ 令和4年度業務統計

1 相談業務

相談のほとんどが電話による相談で、夜間の電話帯が多い。

相談所 相談員		来所による相談			巡回・ 出張に よる相 談	電話相談		その他 (手紙等)	合計
		(再掲)		(再掲)					
		来所 指示等	外国人 からの 相談			夜間相談※ 17時以降の 電話相談			
実 人 員		人	人	人	人	人	人	人	人
	課員	59	35	4	0	333	5	0	392
	相談員	7	2	1	0	156	0	0	163
	夜間相談員	0	0	0	0	755	755	0	755
	計	66	37	5	0	1,244	760	0	1,310
相 談 延 件 数		人	人	人	人	人	人	人	人
	課員	310	35	7	0	625	5	0	935
	相談員	7	2	1	0	277	0	0	284
	夜間相談員	0	0	0	0	755	755	0	755
	計	317	37	8	0	1,657	760	0	1,974

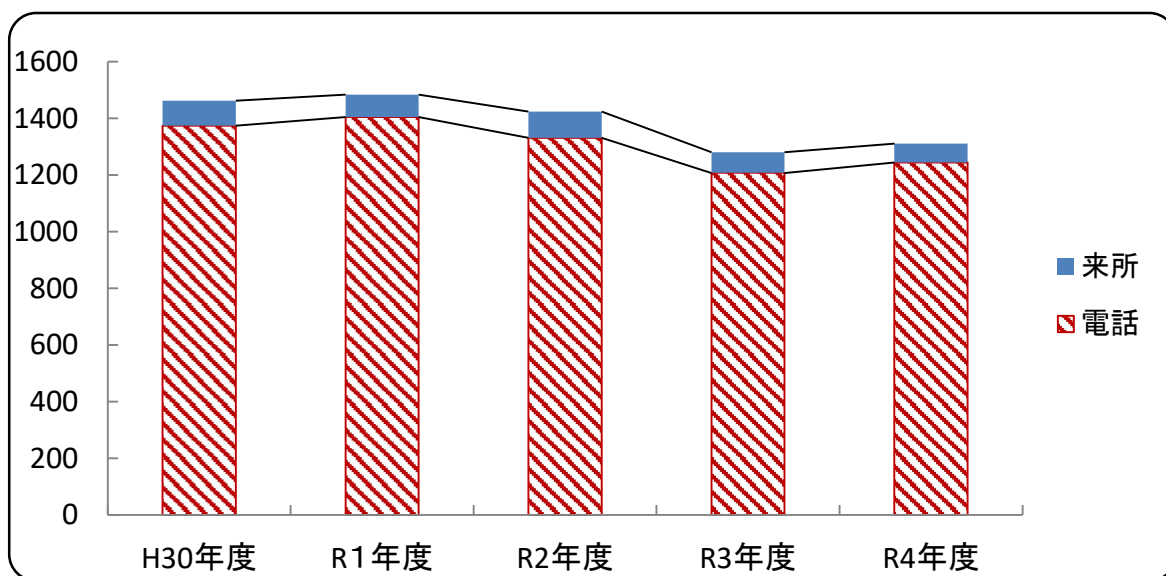


図1 年度別相談件数（実人員）の推移

(2) 年度別経路別受付状況の推移

相談経路の約9割は、本人自身からとなっている。

経路 年度	本人自身	関 係 機 関 等										知人縁故者関係	その他	合計
		警察関係	法務関係	他府県の婦人相談所	他の女性相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係			
H30年度	1311	22	2	0	40	31	9	6	6	1	0	21	12	1,461
R元年度	1313	38	4	0	53	23	15	3	1	7	0	18	8	1,483
R2年度	1261	31	5	1	36	18	26	2	5	5	0	27	6	1,423
R3年度	1170	17	7	0	40	6	4	6	3	1	0	22	3	1,279
R4年度	1192	16	3	1	52	4	12	3	6	0	0	13	8	1,310
	課員	310	7	3	1	36	4	11	3	2	0	10	5	392
	相談員	139	0	0	0	16	0	1	0	2	0	3	2	163
	夜間相談員	743	9	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	755

(3) 年度別処理状況

相談の9割以上は、助言・指導となっている。

(件)

区分 年度		関係機関・施設等					就職・家庭等			助言・指導のみ	その他	合計
		婦人保護施設に入所	福祉事務所へ移送	婦人相談所・女性相談員へ移送	他府県の婦人相談員へ移送	その他の関係機関・施設へ移送	就職・自営	結婚	帰宅			
R4年度		0	0	0	0	3	1	0	5	1,293	8	1,310
	課員	0	0	0	0	3	1	0	5	375	8	392
	相談員	0	0	0	0	0	0	0	0	163	0	163
	夜間相談員	0	0	0	0	0	0	0	0	755	0	755

(4) 主訴別相談状況

来所相談の6割が暴力によるものであり、そのうちの6割が「夫等からの暴力」である。また、電話相談の6割は「精神的問題」の相談である。

(人)

年度	区分 相談員 相談所	人 間 関 係																		住居問題	帰宅先なし	経 済 関 係				医 療 関 係				不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	合 計
		夫 等				子ども			親 族			交際相手			家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害※	その他			生活困窮	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他						
		夫等からの暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育不能	その他	親からの暴力	その他の親族の暴力	その他	交際相手からの暴力	同性間の交際相手からの暴力	その他																					
元年度	来所分	45	0	4	5	5	0	7	3	0	1	1	0	0	2	1	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79			
	電話分	155	1	52	34	17	2	14	20	2	31	4	0	1	3	7	6	1	58	1	11	3	0	1	5	2	962	4	7	0	0	1,404			
	合計	200	1	56	39	22	2	21	23	2	32	5	0	1	5	8	6	3	59	1	12	4	0	1	5	2	962	4	7	0	0	1,483			
2年度	来所分	63	0	4	2	4	0	2	5	0	1	3	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	93			
	電話分	141	1	26	45	7	3	32	23	3	24	17	0	7	0	0	11	6	31	1	11	3	2	1	4	1	926	0	3	1	0	1,330			
	合計	204	1	30	47	11	3	34	28	3	25	20	0	7	0	0	11	7	32	1	12	3	5	1	4	1	929	0	3	1	0	1,423			
3年度	来所分	51	0	2	2	6	0	3	2	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	72			
	電話分	141	0	23	49	7	1	47	8	6	43	10	0	3	3	0	12	6	56	2	4	4	4	3	9	4	761	0	1	0	0	1,207			
	合計	192	0	25	51	13	1	50	10	6	43	11	0	3	4	1	12	7	56	2	4	5	4	3	9	5	761	0	1	0	0	1,279			
4年度	来所分	課員	25	0	4	4	6	0	4	7	0	0	1	0	0	1	1	0	1	1	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	59		
		相談員	4	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7		
		夜間相談員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		計	29	0	7	4	6	0	4	7	0	0	1	0	0	1	1	0	1	1	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	66		
		構成比(%)	43.9	0.0	10.6	6.1	9.1	0.0	6.1	10.6	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	1.5	1.5	0.0	1.5	1.5	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100	
	電話分	課員	74	0	23	21	6	0	26	11	1	17	6	0	1	1	3	4	2	27	2	3	0	0	0	0	0	105	0	0	0	0	0	333	
		相談員	41	0	7	7	4	0	4	1	0	13	1	0	0	0	1	1	2	3	0	0	0	0	0	4	0	67	0	0	0	0	0	156	
			19	0	16	22	0	0	20	2	0	20	1	0	6	2	0	2	1	25	1	3	0	0	1	1	3	609	0	1	0	0	0	755	
		計	134	0	46	50	10	0	50	14	1	50	8	0	7	3	4	7	5	55	3	6	0	0	1	5	3	781	0	1	0	0	0	1,244	
		構成比(%)	10.8	0.0	3.7	4.0	0.8	0.0	4.0	1.1	0.1	4.0	0.6	0.0	0.6	0.2	0.3	0.6	0.4	4.4	0.2	0.5	0.0	0.0	0.1	0.4	0.2	62.8	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	100	
合 計		163	0	53	54	16	0	54	21	1	50	9	0	7	4	5	7	6	56	3	9	0	0	1	5	3	782	0	1	0	0	0	1,310		
構 成 比 (%)		12.4	0.0	4.0	4.1	1.2	0.0	4.1	1.6	0.1	3.8	0.7	0.0	0.5	0.3	0.4	0.5	0.5	4.3	0.2	0.7	0.0	0.0	0.1	0.4	0.2	59.7	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	100		

※ストーカー被害については、平成25年度より項目追加

相談の主訴は全体の6割が医療関係、
人間関係の内訳では夫等に関する相談が一番多い。

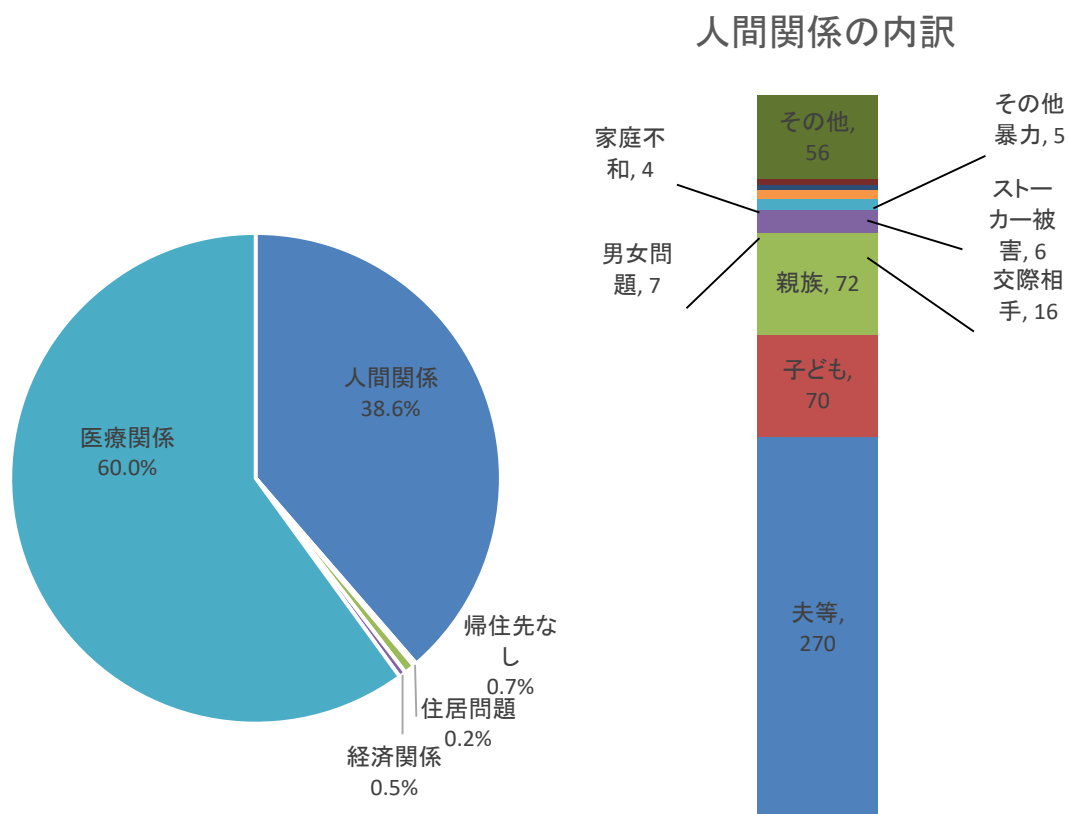


図2 主訴別相談状況

(5) 年度別相談件数におけるDV相談（※）の割合

全体に占めるDV相談の割合は、令和4年度はわずかに減少。

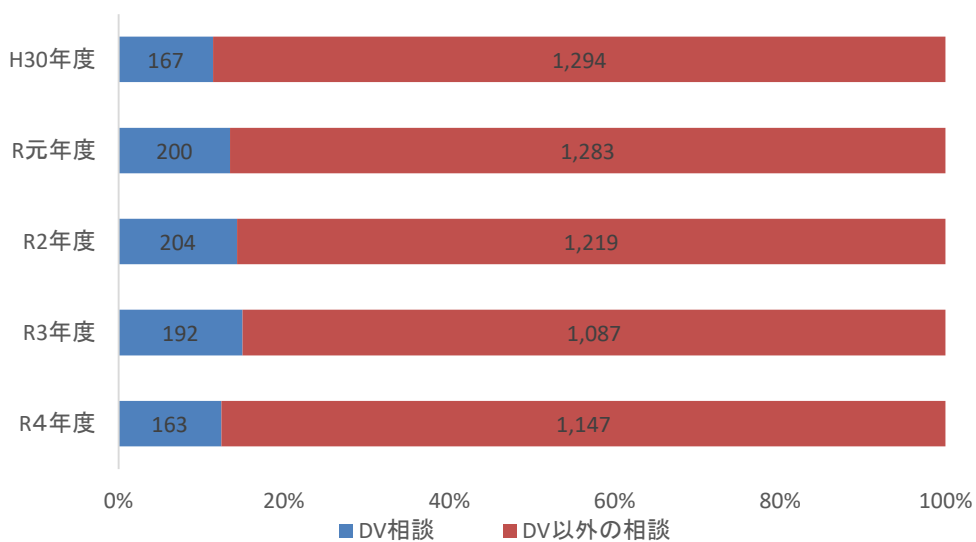


図3 相談件数におけるDV相談の割合

(※)DV相談…夫等からの暴力についての相談

(6) 来所相談の状況

① 経路別受付状況

来所相談の7割は本人自身からとなっている。

(人)

区分 相談所 相談員	本人自身	関係機関等										知人縁故関係	DVセンター	その他	合計
		警察関係	法務関係	他府県の 婦人相談所	他の女性 相談員	福祉事務 所	他の相談 機関	社会福祉 施設等	医療機関	教育関係	労働関係				
課員	42	6	0	0	6	0	2	0	0	0	0	0	1	2	59
相談員	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
夜間相談員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	48	6	0	0	7	0	2	0	0	0	0	0	1	2	66
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	72.7	9.1	-	-	10.6	-	3.0	-	-	-	-	-	1.5	3.0	100.0

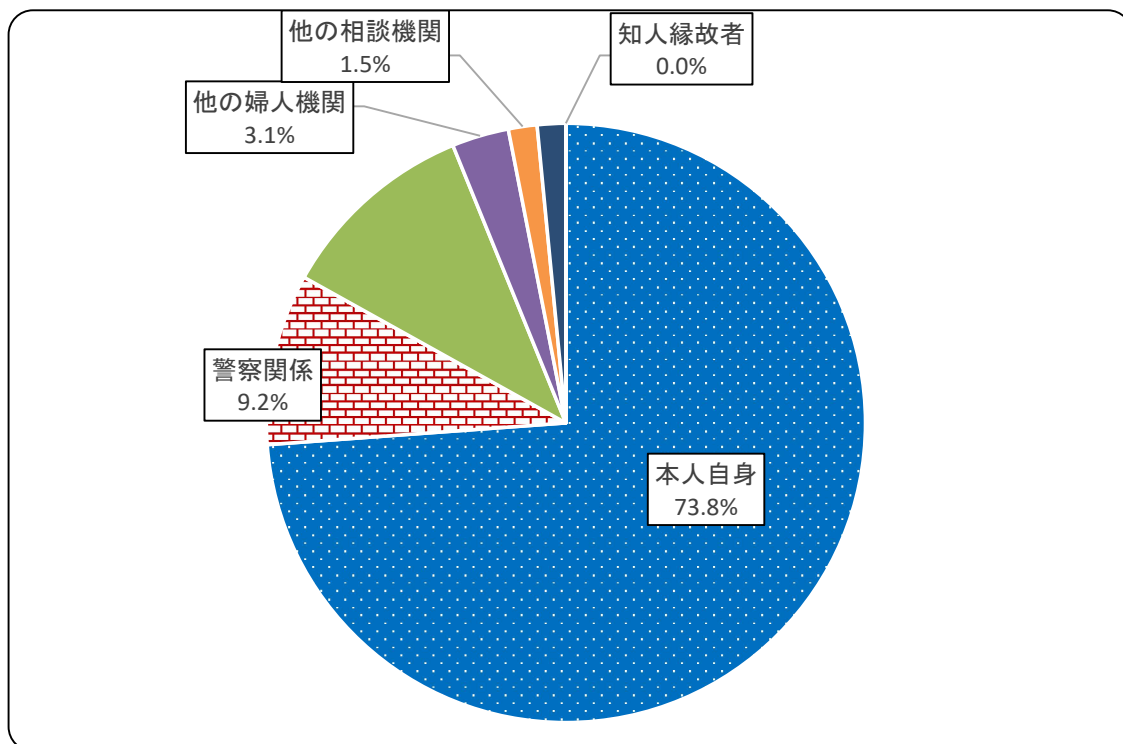


図4 経路別受付状況

② 年齢階層別相談状況

来所相談における年齢階層別相談状況は、30歳代が一番多い。

(人)

年齢層 相談所 相談員	18歳 未満	18～ 20歳未 満	20歳 代	30歳 代	40歳 代	50歳 代	60歳 以上	不明	合計
課員	0	1	10	15	11	13	9	0	59
相談員	0	0	1	3	1	0	2	0	7
夜間相談員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	11	18	12	13	11	0	66

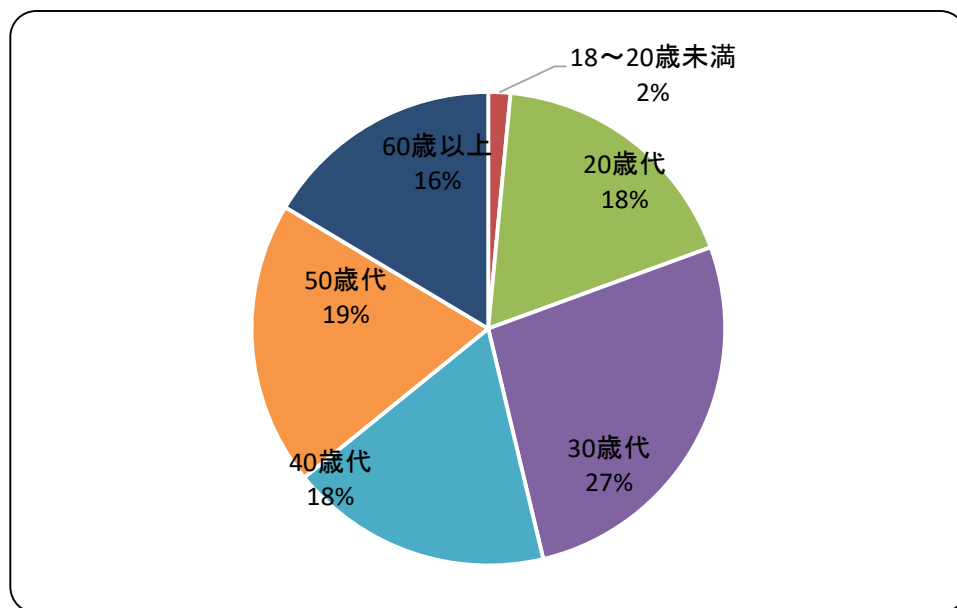


図5 来談者相談状況（年齢階層別）

③ 職業別相談状況

来所相談における職業別相談状況は、有職者が半数となっている。

(人)

区分 相談所 相談員	事務 従業者	販売 従業者	工員	サービス業		その 他の 職業	学 生	専 業主 婦	無職		不 明	合 計
				風 俗 営 業 関 係	そ の 他				ホ ー ム レ ス	そ の 他		
課員	3	4	1	0	13	12	2	6	0	18	0	59
相談員	0	0	1	0	4	0	0	0	0	2	0	7
夜間相談員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	4	2	0	17	12	2	6	0	20	0	66

※学生・不明は除く

2 一時保護業務

(1) 年度別保護人員状況

令和4年度の入所人員の5割がDVを理由とするものとなっている。

(人)

年度	入所人員	DV被害者 (再掲)	同伴家族人 員	保護延人員 ※	退所人員※	翌年度へ 繰越※
H30年度	26	16	20	841	25(19)	5(1)
委託一時保 (再掲)	0	0	0	0	0	0
R元年度	28	16	27	894	27(27)	1(0)
委託一時保 (再掲)	0	0	0	0	0	0
R2年度	21	13	14	664	21(21)	0
委託一時保 (再掲)	0	0	0	0	0	0
R3年度	16	14	11	667	16(11)	0
(再掲)	1	1	2	2	1(2)	0
R4年度	18	9	9	435	17(5)	1(0)
委託一時保 (再掲)	0	0	0	0	0	0

※保護延人員は、同伴家族を含む。退所人員および翌年度へ繰越の()は同伴家族

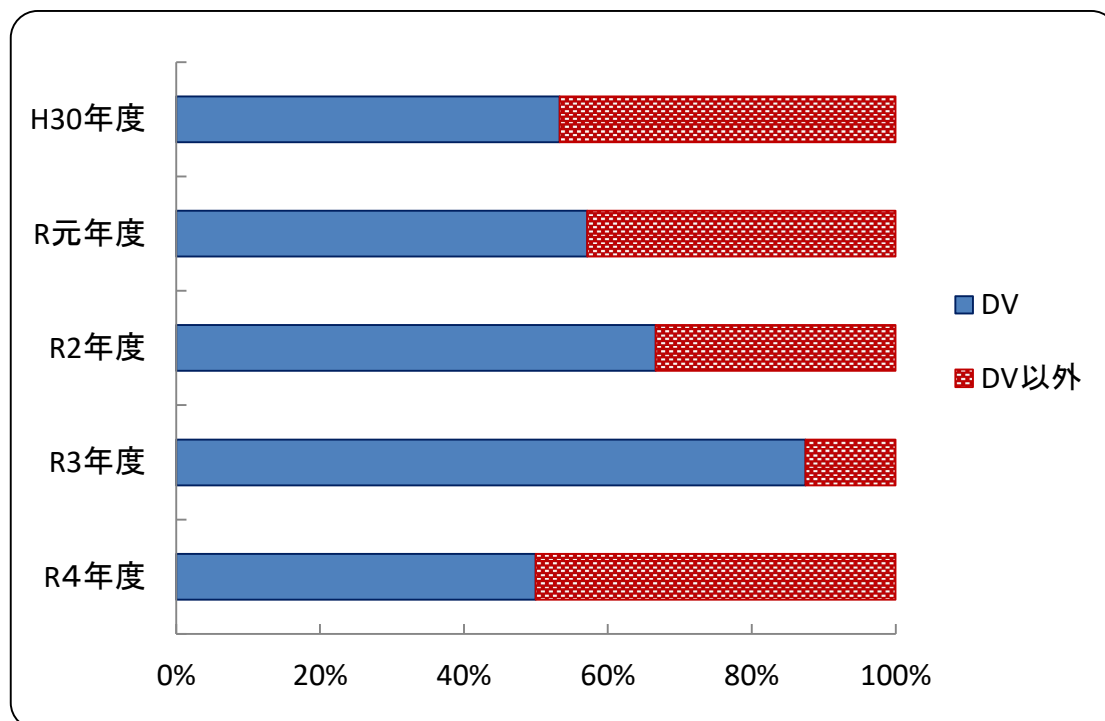


図5 一時保護人員中のDV被害者の割合

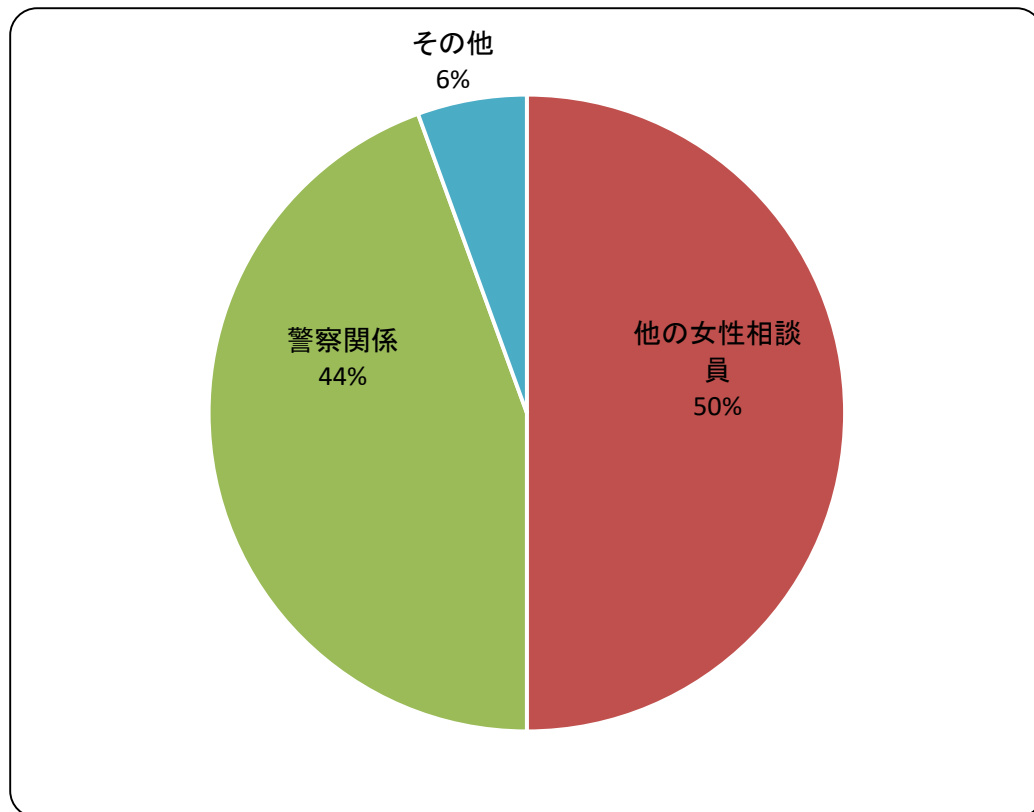
(2) 経路別受付状況

一時保護の経路は他の女性相談員など関係機関が半数、ついで警察関係からによるものとなっている。

(人)

区分	本人自身	関係機関等										知人縁故関係	その他	合計
		警察関係	法務関係	他府県の婦人相談所	他の女性相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育機関	労働関係			
人数	0	8	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	1	18

※繰り越し分、委託一保分は含まず



(3) 年度別主訴別保護状況

一時保護の半数が「夫等の暴力」によるものになっている。

(人)

区分 年度	人 間 関 係													
	夫 等				子 ども			親 族			交 際 相 手			
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他の親族	その他	力交際相手の暴力	相手の暴力	同性間の交際	その他
H30年度	13	0	0	0	2	0	0	4	0	0	2	0	0	0
R元年度	16	0	0	0	2	0	0	2	0	0	1	0	0	2
R2年度	13	0	0	0	2	0	0	1	0	0	3	0	0	0
R3年度	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4年度	9	0	0	0	3	0	0	1	0	0	2	0	0	0

区分 年度	人 間 関 係				住居問題	帰宅先なし	経 済 関 係				医 療 関 係			
	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害※	その他			生活困窮	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他
H30年度	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
R元年度	1	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
R2年度	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
R3年度	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4年度	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0

区分 年度		売春強要	5条違反 ヒモ・暴力団関係	人身取引	合計
H30年度	0	0	0	0	26
R元年度	0	0	0	0	28
R2年度	0	0	0	0	20
R3年度	0	0	0	0	16
R4年度	0	0	0	0	18

※ストーカー被害については、平成25年度より項目追加

(4) 在所期間別人員状況

一時保護における要保護女子の在所期間は、平均約19日となっている（委託一保含む）。

	1～5日		6～10日		11～15日		16～20日		21～30日		31日以上		合計		平均在所日数 (b÷a)
	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	人員 (a)	延人員 (b)	
要保護女子	7	15	2	14	3	44	3	50	－	－	3	231	18	354	19.7
同伴する家族	乳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	幼児	2	2	0	0	0	0	3	50	0	0	0	5	52	10.4
	小学生	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	1	7	7.0
	中学生	2	4	0	0	0	0	1	18	0	0	0	3	22	7.3
	義務教育終了児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
	18才以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
	計	4	6	1	7	0	0	4	68	0	0	0	9	81	9.0

(5) 一時保護後の状況

一時保護後の状況で帰宅が最も多く、ついでその他となっている。

区分	施設入所 保護	自立	帰宅	帰郷	病院	他府県 相談所	民間 団体	福祉事務所 支母子生活 福祉施設	福祉事務所 他の社会 施設	入国 管理局	帰国	その他	合計	左記のうち生活 保護の適用を受 けた者	当該年度 末 在所者
人数	0	2	6	1	1	0	0	0	2	0	0	5	17	4	1

同伴する家族	要保護女子と一緒	分離			合計	当該年度 末 在所者
		児童相談 所へ	帰宅	その他		
人数	9	0	0	0	9	0

3 婦人保護施設(若草寮)の業務

(1) 入退所状況

(人)

	前年度末 在所者 (A)	当該年度 中新規入 所者 (B)	当該年度 中退所者 (C)	当該年度 末在所者 (A) + (B) - (C)	当該年度 中在所延 人員
要保護女子	0	1	0	1	1
同伴する家族	0	0	0	0	0
うち同伴児	0	0	0	0	0

(2) 年齢階層

(人)

	18 歳未 満	18～ 20歳 未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	合計
人数	0	0	0	1	0	0	0	1

(3) 年度別主訴別状況

(人)

区分 年度	人 間 関 係																		
	夫 等				子 ども			親 族			交 際 相 手				家 庭 不 和	そ の 他 の 者 の 暴 力	ス ト ー カ ー 被 害 ※	男 女 問 題	そ の 他
	夫 等 の 暴 力		離 婚 問 題	そ の 他	子 供 の 暴 力	養 育 不 能	そ の 他	親 の 暴 力	の 暴 力	そ の 他 の 親 族	そ の 他	力 交 際 相 手 の 暴 力	交 際 相 手 の 暴 力	同 性 間 の 交 際					
H30年度	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R元年度	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R2年度	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R4年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

区分 年度	住 居 問 題	帰 住 先 な し	経 済 関 係				医 療 関 係				不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	係 ヒ モ ・ 暴 力 団 関	5 条 違 反	人 身 取 引	合 計
			生 活 困 窮	借 金 ・ サ ラ 金	求 職	そ の 他	病 気	精 神 的 問 題	妊 娠 ・ 出 産	そ の 他						
H30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
R元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
R2年度	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
R3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

※ストーカー被害については、平成25年度より項目追加

(4) 入所前の職業

(人)

	事務従事者	販売従事者	工員	サービス業		その他の職業	専業主婦	無職		学生	不明	合計
				風俗営業関係	その他			ホームレス	その他			
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1

(5) 心身の状況

(人)

区分	通常の健康状態	身体障害者手帳の保持		療育手帳の保持		精神障害者保健福祉手帳の保持			その他病弱者	合計	
		1・2級	3級以下	A	B	1級	2級	3級		重複障害者(再掲)	
人数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(6) 就労状況 (施設内と施設外の重複可)

(人)

	施設外就労	施設内就労	不就労
人数	1	0	0

(7) 年度別入所の状況

(人)

区分 年度	入所人員	前年度より繰越	延日数(日)	退所人員	退所の理由別人員						
					自立	帰郷	結婚	帰宅	医療機関	他の施設	その他 無断退寮
H30年度	1	0	116	1	0	1	0	0	0	0	0
R元年度	1	0	61	1	1	0	0	1	0	0	0
R2年度	3	0	246	3	2	1	0	0	0	0	0
R3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4年度	1	0	177	0	1	0	0	0	0	0	0

4 保護命令関係

(1) 配偶者暴力防止法第14条第2項に基づき裁判所から書面提出（注）を求められた件数 (件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談所	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2

（注）配偶者暴力被害者支援センターにおいて相談等を受けた被害者が保護命令を申し立てた場合、裁判所は支援センターの長に対し、相談等の際の状況および執られた措置の内容を記載した書面の提出を求める。

(2) 保護命令決定内容（書面提出をした事件） (件)

種別	申立数	発令	却下	取下	審理中
接近禁止命令	2	2	0	0	0
子への 接近禁止命令	2	2	0	0	0
親族への 接近禁止命令	0	0	0	0	0
電話等禁止命令	0	0	0	0	0
退去命令	0	0	0	0	0